

弘前藩の刑法典 (五) — 寛政律 —

付 三浦次磨氏旧蔵・青森県立図書館所蔵資料

橋 本 久

目 次

はじめに

一 安永律 [第六号]

二 寛政律

(一) 『御刑法書之写』 [第七号]

(二) 『寛政律』(その一) [第八号]

(三) 『寛政律』(その二) [第十一号]

(四) 『寛政律』(その三) [本号]

三 文化律

二 寛 政 律

(四) 『寛 政 律』(その三)

凡 例

- 一 青森県立図書館所蔵本(八六四七五、T三三二二K)を用いた。
- 一 表記法はほぼ前号に倣う。
- 一 便宜上、(一)(二)に倣い各項目に一・二・三……、各条文に1・2・3……等の数字を付した。
- 一 他に適宜書き加えた箇所は「」で示した。
- 一 京大本に見られない文については、冒頭に※印を付した。

〔表紙〕

寛政律 全

- 〔八三〕 御用事ヲ頼合致ゆ者の事
- 〔八二〕 人ノ罪ヲ怪重致ゆものゝ事
- 〔八五〕 失火之事
- 〔八七〕 御触ニ背ゆ者
- 〔八八〕 不可為義ヲ致ゆ者
- 〔八九〕 科人手向致ゆ者
- 〔九〇〕 科人出奔之事
- 〔九一〕 科人ヲ隠ゆ者
- 〔九二〕 私ニ舛秤造ゆ者

〔表紙裏紙裏〕

- 〔九三〕 御闕所忍通もの
- 〔九四〕 立婦者の事
- 〔九五〕 馬札紛失之事
- 〔九六〕 竊淫之事
- 〔九七〕 僧尼犯姦之事
- 〔九八〕 下人家長之妻女を姦ゆ者
- 〔九九〕 相對死之事
- 〔一〇〇〕 隠遊女之事

※

- 〔一〕 戸
- 〔二〕 鞭刑
- 〔三〕 鞭刑追放
- 〔四〕 徒刑
- 〔五〕 死刑

寛政御刑法

目録

右

弘前藩の刑法典 (知)

- 〔六〕 御刑法御定
- 〔七〕 贖刑
- 〔八〕 五逆之辜
但惡逆不道大不敬不孝不義
- 〔九〕 老幼廢疾
- 〔十〕 科人ハ首從可分
- 〔十一〕 一人ニ而二罪有之者
- 〔十二〕 五軒組合列坐可及ケ条
- 〔十三〕 科人自身申出ル者
- 〔十四〕 親族ハ罪ヲ隱御用措
- 〔十五〕 親族懸重
- 〔十六〕 罪可減者累減ヲ得ル
- 〔十七〕 婦人犯罪
- 〔十八〕 不義ノ財物取捌
- 〔十九〕 同類ノ内出奔片口相成ル者
- 〔廿〕 罪科加減之例
- 〔廿一〕 關所之事
- 〔廿二〕 取押物
- 〔廿三〕 人ヲ謀而殺ル者
〔朱書〕
- 〔廿四〕 親を謀而殺ル者
- 〔廿五〕 親族之謀殺

- 〔二五〕
 - 〔二六〕
 - 〔二七〕
 - 〔二八〕
 - 〔二九〕
 - 〔三〇〕
 - 〔三一〕
 - 〔三二〕
 - 〔三三〕
 - 〔三四〕
 - 〔三五〕
 - 〔三六〕
 - 〔三七〕
 - 〔三八〕
 - 〔三九〕
 - 〔四〇〕
 - 〔四一〕
 - 〔四二〕
 - 〔四三〕
 - 〔四四〕
 - 〔四五〕
- 〔廿六〕 謀而至人^{〔マ、〕}を殺者
 - 〔廿七〕 姦囚而夫を殺者
 - 〔廿八〕 一家三人を殺ル者
 - 〔廿九〕 頭分^{〔マ、〕}を者謀殺致者
 - 〔卅〕 咒詛毒藥
 - 〔卅一〕 打擲ニ而人ヲ殺者
 - 〔卅二〕 怪我ニ而人を殺者
 - 〔卅三〕 夫有罪之妻妾ヲ殺者
 - 〔卅四〕 人を過^{〔マ、〕}而死を致者
 - 〔卅五〕 人を殺之者内濟致ル者
 - 〔卅六〕 喧嘩打擲ハ疵輕重ヲ以罪ヲ定
 - 〔卅七〕 喧嘩ニ而双方疵有無
 - 〔卅八〕 疵療治
 - 〔卅九〕 一家三人を殺ル者
 - 〔四十〕 勢を以人を縛打擲致ル者
 - 〔四一〕 下人主人を打擲致ル者
 - 〔四二〕 妻妾夫を打擲致ル者
 - 〔四三〕 兄弟之打擲
 - 〔四四〕 師匠を打擲
 - 〔四五〕 父祖人ニ被打擲其子孫返打

料

資

- 〔四三〕^{〔朱書〕}竊盜
- 〔四四〕^{〔朱書〕}御城中入盜
- 〔四五〕自分預物紛失致ゆ者
- 〔四六〕御蔵ノ財物盜取ゆ者
- 〔四七〕強盜
- 〔四八〕白昼人ノ物を搶集ゆ者
- 〔五〇〕馬盜
- 〔五一〕盜和
- 〔五二〕流木流失盜揚
- 〔五三〕田野之穀物盜取ゆ者
- 〔五四〕夜中無故人之家江入ゆ者
- 〔五五〕盜賊之宿致ゆ者
- 〔五六〕勾引
- 〔五七〕入墨を抜取ゆ者
- 〔五八〕謀書謀判致ゆ者
- 〔五九〕役人を似せゆ者
- 〔六〇〕似金銀造ゆ者
- 〔六一〕^{〔朱書〕}枉法賄賂
- 〔六二〕^{〔朱書〕}不枉法賄賂
- 〔六三〕坐贓

- 〔六四〕^{〔朱書〕}賄賂約諾致ゆ者
- 〔六五〕賄賂を行ゆ者
- 〔六六〕茂合取立致私曲ゆ者
- 〔六七〕^{〔朱書〕}隱田畑
- 〔六八〕田畑質入
- 〔六九〕田畑之押領
- 〔七〇〕^{〔朱書〕}御取納之遲滯
- 〔七一〕内借
- 〔七二〕^{〔朱書〕}手越に訴狀差出ゆ者
- 〔七三〕無名之訴狀
- 〔七四〕不実ノ事致訴狀ゆ者
- 〔七五〕親族相訴ゆ者
- 〔七六〕子孫父母之教ニ背ゆ者
- 〔七七〕訴狀ノ腰推致ゆ者
- 〔七八〕強訴
- 〔七九〕^{〔朱書〕}隱津出
- 〔八〇〕^{〔朱書〕}隱荷揚
- 〔八一〕^{〔朱書〕}隱商売
- 〔八二〕^{〔朱書〕}博奕
- 〔八三〕御用事頗合致ゆ者

〔八四〕	〔八十六〕	人之罪を輕重致ゆ者
〔八五〕	〔八十七〕	失火
〔八七〕	〔八十八〕	御触に背ゆ者
〔八八〕	〔八十九〕	不可為義ヲ致ゆ者
〔八九〕	〔九十〕	科人手向致ゆ者
〔九〇〕	〔九十一〕	科人出奔
〔九一〕	〔九十二〕	科人を隠ゆ者
〔九二〕	〔九十三〕	私ニ舛稱造ゆ者
〔九三〕	〔九十四〕	御關所忍通もの
〔九四〕	〔九十五〕	立歸者
〔九五〕	〔九十六〕	馬札紛失
〔九六〕	〔九十七〕	姦淫
〔九七〕	〔九十八〕	僧尼犯姦
〔九八〕	〔九十九〕	下人家長之妻女を姦ゆ者
〔九九〕	〔百〕	相對死
〔一〇〇〕	〔百〕	隱遊女

覺

此度御刑法御改被仰付ゆニ付沙汰仕ゆ處、歷代之刑法を致損益相立ゆ儀ニ付、律之輕重宜義理共ニ

正敷御座ゆ得共、當時ニ比へゆ得者一昧律重御座ゆ間、明律ニ而管罪ニ相當ゆ部者大方當時戸メニ而相濟ゆ振合ニ御座ゆ而、猶又刑法も違ゆ間、其儘ニ而者難用、依之當時通例之刑名ヲ以明律之格に隨ひ差等相立專其儀理ニ寄輕重相分申ゆ、尤右之内 公儀御定ニ相拘りゆ儀ニ而、是迄之御法ニ而俄ニ輕重難相成分ハ、与得沙汰仕斟酌加減仕ゆ間、此未御刑法御沙汰御下之節、若此度相定ゆケ条之内ニ洩ゆ儀御座ゆ而も、右之趣を以明律を參考致し罪之輕重無之様被仰付ゆ様奉存ゆ、則此度相定ゆ御刑法名目与明律刑名之相當之差等如左、

〔采書〕
〔一〕戸メ 明律管刑

五日	十
十日	二十
十五日	三十
廿日	四十
三十日	五十
〔采書〕 〔二〕鞭刑	明律杖刑
三	六
六	七十

九	八十
十二	九十
十五	一百
〔朱書〕 二三 鞭刑追放	明律徒刑 一年六十
十八所拂	一年半杖七十
廿一三里	二年杖八十
廿四五里	二年半杖九十
廿七七里	三年杖一百
三十里	明律流徒
大場御搦	〔マ、シ〕
〔朱書〕 四 徒刑	二千里杖一百
半年鞭三十	二千五百里
一年鞭三十	杖一百
一年半鞭三十	三千里杖一百
〔朱書〕 二五 死刑	明律死刑
斬	絞
獄門	斬 秋後
火刑	
火刑ハ火付ヲ極テ重科ニ相立ル 公儀御定ニ付、	

明律相當ナシ、

磔

斬 即次 決ノ誤カ、

〔朱書〕
六 御刑法御定

定例

御刑法名目

戸ノ五

二

※

点羽

戸ノ之儀、是迄ハ日數幾日相成ル間、御免被仰付
ル様申上ル得共、已來幾日戸ノ被仰付ル様ニ日數
を記申上ル儀、辰八月伺濟ル、

1

戸ノ

五日 十日 十五日 廿日 三十日

但、子兄弟或ハ奉公人之類戸ノ難相成者ハ、右之
日數之通、過料人未或ハ一日六十文積りを以過料

〔由、應〕
錢蓋之事、

〔行而申入、朱書〕
点羽ニ曰、在方之者共戸ノ被仰付ル而者農事差障并御

メ合ニ相成不申ル間、以來戸ノ御止被仰付過料上納
ニ被仰付ル事、

但、弘前町續并九浦町續ハ戸ノ被仰付、然共其事

ニ寄過料上納被仰付ル事、尤村方ニ而も郷士手代
之類又ハ大場重立之者ハ戸ノ、尚又村役之儀も其

(五)

5 斬 獄門 磔 火刑

死刑四
年限之通苦使可致事、
但、徒刑之者ハ銅鉛山江差遣、鞭刑之上

(四)

4 徒半年鞭三十 同一年同三十 同一年半

同三十
但、徒刑之者ハ銅鉛山江差遣、鞭刑之上
年限之通苦使可致事、
四浦 五浦 木作 板屋野木 飯詰 浅虫 黒石
三御通地
碓ヶ岡 菅森 鱒ヶ沢
徒刑三

(三)

3 鞭十八所拂 同廿三里 同廿四五里

同廿七里 同三十里大場御藩
但、追放ハ鞭十八以上ニ得共、其罪之子細
ニ寄難差置者ハ鞭数ニ不拘所私可致事、
〔備外替入、朱也〕
〔町奉行所相帳〕
大場

(二)

2 鞭三 同六 同九 同十二 同十五

品ニ寄戸メ被仰付事、文化十酉年十二月被仰付
事
鞭刑五
鞭刑追放

(六)

6

贖刑

鞭三八 過料三貫六百元

同六ハ 四貫貳百文

同九ハ 四貫八百文

同十二ハ 五貫四百文

同十五ハ 六貫文

同十八ハ 十貳貫文

同廿一ハ 十五貫文

鞭廿四ハ 過料十八貫文

同廿七ハ 貳十一貫文

同三十八 貳十四貫文

徒半年ハ 三十貫文

同一年ハ 三十三貫文

同一年半ハ 三十六貫文

死罪ハ 四十貳貫文

右過料ハ、老幼廢疾之類刑ニ不可行者、

并過ニ而人ヲ殺或ハ疵付ハ類、相當之過

料ニて罪ヲ贖セ可申事、

一 過料之者若貧困ニ而上納難相成者ハ、銅

鉛山ニ差遣、一日六十文之積ヲ以夫役ニ

使と可申事、老幼癡疾之類夫役〔マ、後欠〕

〔額外書入、朱書〕御印紙紛失為過料銀一枚上納之上百數五日戸ノ、墨付に而も右同様、

御切手紙紛失為過料銀一枚上納、墨付に而も右同様、

右者言沢庄大夫御用番之節相伺被仰付也間、以來右之心得ニ而取扱可申事、

卯四月

〔額外書入、朱書〕戸ノ過料

五日 六百文

十日 一貫貳百文

廿日 一貫五百文

三十日 一貫八百文

文化五辰年伺済

〔赤白書入、朱書〕勘定奉行裏印手形紛失之者、為過料銀五兩上納被仰付也事、〔マ、レ、〕敬触有之事、

文化六己巳年十二月

〔七〕

〔朱書〕「七」五逆之事

8 一 惡逆

祖父母父母ヲ打擲致或ハ殺さんと謀り、并

伯叔父姑兄姉母方之祖父母ヲ殺し、夫を殺すものゝ事、

9 一 不道

一家之内死罪ニアラサル者三人ヲ殺し、并人ノ支體ヲ切ホトキむごく切害致ゆものゝ事、

10 一 大不敬

御宗廟御飾物并御召物等ヲ盜取候ものゝ事、

11 一 不孝

祖父母父母之事ヲ訴或ハ惡口し、父母之扱不立難決せしむるものゝ事、

12 一 不義

支配之者頭分之者殺し、弟子として師匠ヲ殺しゆ者の事、

〔八〕

〔朱書〕「八」老幼癡疾之事

13 一 歳七十歳已上十五才已下并癡疾之者死罪已下贖ニ而用捨可致事、八十已上十才已下死罪ヲ犯ゆ者ハ 上聞之上時宜御沙汰可被仰付也

事、盜賊并人ニ疵付ゆ者贖ヲ出させ可申事、
其餘之罪ハ御搦無之、九十以上七才已下ハ死
罪〔朱書〕ニも刑ヲ不可加事、

但、罪ヲ犯ゆ節未老疾ニ無之共、事顯ゆ節老
疾ニも得ハ、老疾ヲ以沙汰可致事、幼少之節犯
シ壯年ニ至ゆ而顯ゆ節、幼少之例ヲ以沙汰可致
ゆ事、

14 一 癡疾之事、惣而人事ニはつれゆ片輪病人ヲ云
也、馬鹿亂心之類も癡疾と可致事、

〔九〕
〔朱書〕科人ハ首従ヲ可分事

15 一 二人已上申合犯罪ゆ節ハ、其内趣意相企ゆ者
ハ首と致ゆ事、其餘ハ徒と致ゆ事、徒之者ハ
首ヲ罪一等ヲ可減事、尤本文ニ同類不殘と有
之ハ首従之差別無之事、

〔一〇〕
〔朱書〕一人ニ而二罪有之事

16 一 凡二罪共ニ顯ゆ節ハ重キもの一ケ条ヲ以罪ヲ
定ゆ事、若一罪先ニ顯れ既ニ刑ヲ加ゆ後外之
罪顯ゆ節ハ、輕キもの并同等之科ハ御沙汰ニ

不及、若跡ニ顯科重ゆハ、沙汰直シ前罪之鞭
數差引殘鞭數斗刑ヲ加ゆ事、

〔一一〕
〔朱書〕五軒組合連坐ニ可及ケ条之事

17 一 隠田畑 18 一 隠津出 19 一 盜袖
博奕之宿 21 一 隠売買

右ケ条之内罪ヲ犯ゆ者組合之者ハ、本人ノ罪
ニ相當ヲ以過科ニ直シ、組合四軒方差出せゆ
事、

但、組合四軒ニ不滿ゆ者ハ四軒之割合ヲ以、不
足分ハ用捨之事、

〔一二〕
〔朱書〕科人自身申出ゆ者

22 一 惣而惡事致ゆものゝ事、未顯已前自身申出ニ
於てハ其罪御用捨被仰付ゆ事、但人ヲ疵付或
ハ物ニ寄不可償品并姦通之類不許ゆ事、

23 一 竊盜或ハ手段等ニ而人ノ財物ヲ取、其後過ヲ
悔ゆ而自身と本人江返ゆ者ハ、上ニ申事と同
前其科可許事、

料

〔一三〕
〔朱書〕親族ハ罪ヲ隠ル而も御用捨之事

24 一 父母兄弟伯叔父姑夫婦之間罪有之相隠ル而も

御咎無事、但其事洩逃去しむる共不可罪事、

家来主人ノ為ニ隠も是又同然之事、其外妻之

父母娘ノ驛夫ノ兄弟相隠ル節平人ハ罪三等ヲ

減可申事、

〔一四〕

〔朱書〕親族輕重之事

25 一 本文ニ祖父母と有之ハ高祖曾祖同様之事、子

孫と有之ハ曾孫玄孫同様之事、嫡孫承祖ハ

父母と同様、嫡母養母ハ実母と同様之事、

〔一五〕

〔朱書〕罪可減者ハ累減ヲ得ル事

26 一 縦ハ罪ヲ犯ル者首と從と有之時、其從之者ハ

罪一等ヲ減ル上、其者外ニ可減子細有之時ハ

亦幾等も段々ニ減可申事、

〔一六〕

〔朱書〕婦人犯罪ヲル事

27 一 婦人之犯罪ハ鞭十五ニ不可過、鞭十五以上ニ相

〔一七〕

〔朱書〕不義之財物取捌之事

29 一 財物之上ニテ罪ヲ犯ル者本人相手共ニ罪有之

時は其財物没納可致事、若相手方有罪本人罪

無之時ハ其財物本人江返ル事、

30 一 財物之没納可致もの并本人江可相返もの既ニ

費シ用ルハ、償可令出ル事、若科人身死ル而

品物費用之節ハ取立ニ不及事、

〔一八〕

〔朱書〕同類之内出奔有之片口ニ相成ル者之事

31 一 同類之内吾人ハ出奔致シ吾人召捕ル節、其者

出奔致ル者ヲ本人之旨申出別ニ證人無之時ハ

其者ハ從と致し刑ヲ加へ可申事、其後出奔致

ル者ヲ召捕ル而糺明致ル節、最初之者本人ニ

當ル節、十五鞭切ニ而、殘る數ハ過料ニ而罪
ヲ償可申事、

28 一 婦人之鞭刑ハ襦半之上より打可申事、但姦淫

之罪ハ衣ヲ去直ニ可打事、竊盜之類ハ入墨可

許事、

〔條外書入〕
「首カ」
相違無之ハ則從といいたし殘る刑ヲ加へル事、

〔一九〕

32 一 加とハ本罪之上へ猶加へテ重ク致ル事、減と

〔朱書〕
「十九」罪科加減之例

云ハ本罪之上に猶減テ輕ク致ル事、但減ル節
ハ四段之死罪三段之徒〔朱書〕各一等と致シ減ル
事、鞭刑ニ至テハ三鞭ツ、之一等ヲ減可申事、
加へル節ハ一段毎ニ一等と致ル事、猶加罪ハ
徒一年半鞭二十限ニ而加へテ死ニ不可入、加
へテ死ニ不可入ものハ其ケ条ニ其訳斷有之事、
〔行問書入、朱書〕
「点羽」ニ曰、鞭刑ニ至る者三鞭ツ、之一等を減可
申事、已五月相伺ル事、

〔二〇〕

33 一 關所之事鞭三十已上專利欲ニ拘ル科ハ其利欲

〔朱書〕
「廿」關所之事

輕重ニ寄田畑或ハ家屋敷家財等關所可申付ル
事、重罪ニも利欲ニ不拘者ハ律之ケ条出ル外
ハ關所不可致事、

〔條外・行問書入、朱書〕
「点羽」ニ曰、諸手足輕中村幸左衛門無調法之義有之永之

〔二二〕

34 一 惣而禁を犯ル物を取ル儀其懸り合役筋之者ニ

〔朱書〕
「廿一」取押物之事

無之ル得者其品取押ル者江被下置ル事、其役筋
ニ而取押ルハ押物多少ニ寄御賞被下置其品
ハ没納可致ル事、

〔條外・行問書入、朱書〕

「九」而取押物犯禁ルもの取押ルへ者、何役に不據一統
其品ニ而取押ル者江被下置ル様伺相濟、
但山方役人廻り先犯禁之未品取押ルへハ、其品入札拂
ニ被仰付不被下置ル事、尤向々役人出表見分等ニ而過
木等取押ル節、右出倉江山方役人入加リルハ前段同
様不被下置ル事、文政元寅八月廿一日」

〔二三〕

35 一 宿意を以謀テ人ヲ殺ル者、其張本人ハ獄門、

〔朱書〕
「△」人命
「廿二」人ヲ謀テ殺ル者

加擔手傳致ゆ者ハ斬罪、加談斗ニ而手傳不致ものハ徒一年半鞭三十、

36 一 疵付ゆ斗ニ而不死時ハ、張本人ハ斬罪、加擔手傳ハ徒一年半鞭三十、

37 一 謀殺ゆ事行ゆハ、疵付不申ゆ共、張本人鞭三十、加擔手傳之者ハ鞭十五、

38 一 右之張本人縦ハ其場ニ不臨ゆ共殺ゆ節其身手ニ懸殺同然、疵付ゆ節ハ手ニ懸疵付ゆ同然之事、加擔之者ハ其場ニ不臨ゆ得者、其場ニ臨ゆ者ハ罪一等ヲ許可申事、

39 一 若因之財宝ヲ取ゆハハ強盜之律ニ随ひ張本人加擔之差別無之不殘礫、但同行之内ニ而も財を分ケ不申ゆ得者謀殺之律ニ而捌ゆ事、

〔二三〕

〔朱書〕
「廿三」謀テ親ヲ殺ゆ者

40 一 謀テ親を殺ゆ者男女ニ不限躰之上鋸引、婦人夫之父母ヲ殺ゆも同前、

但鋸引之者ハ罪之次第建札致し於往來道路躰しゆこと三日往來之者勝手次第鋸引致せ、右日限相濟ゆ迄鋸引致ゆ者無之節ハ其

節引廻之上礫、

41 一 弑逆之事既ニ行ゆ得共縦疵付不申ゆ共礫

42 一 親類之者妻子不殘遠放家屋敷家財關所、但子ニ而も別居之者ハ御用捨之事、

43 一 親殺之者於自滅ハ死骸塩漬之上礫、

〔二四〕
族。

〔朱書〕
「廿四」親殺之謀殺

44 一 祖父母を殺さんと謀既ニ行ゆ者ハ獄門、殺ゆハ礫、但母方之祖父母同様之事、

45 一 婦人夫之祖父母并夫を殺ゆ者右同様之事、

46 一 伯叔父姑兄姉者謀殺己ニ行ヒゆ得者徒一年半鞭三十、疵付ゆ得者獄門、殺ゆ得者礫、

47 一 祖父母父母子孫を謀殺致ゆ者ハ不及解死人、徒一年半鞭三十、

〔二五〕

〔朱書〕
「廿五」謀而主人を殺ゆ者

48 一 伯叔父姑之甥姪を謀殺致、兄姉之弟妹を謀殺ゆものハ斬罪、

49 一 謀而主人ヲ殺ゆもの男女不限肆者鬻引、疵付

ゆ得ハ凡而子ノ父母江對ゆと同様之事、

50 一 下人他之主人ヲ殺ゆ者礎、但下人主人ヲ暇出

外奉公致罷有本の主人殺ゆ者他ノ主人殺ゆと

同様之事、

〔二六〕

〔朱書〕
「廿六」姦ニ因テ夫ヲ殺者

51 一 妻妾他人と姦通致し因テ夫ヲ殺ゆ者引廻之上

礎、姦夫ハ獄門、若男之手段而已ニ而女其謀

知らずといへとも女ハ斬罪、又女ノ手段斗ニ

而男其謀不知時ハ只姦夫ノ刑ニ一等を加へテ

罪ニ行ゆ事、

52 一 妻妾人と姦通致ゆを現在姦通之所ニ而見届則

時ニ殺ゆ者ハ御咎無之事、若其場ヲ立去ゆ後

訴も無之擅ニ殺ゆ者者喧嘩ニ而人ヲ殺ゆト同

様之事、

〔二七〕

〔朱書〕
「廿七」一家三人ヲ殺ゆ者

53 一 一家ノ内非死罪人ノ三人ヲ殺并人ノ支體ヲ切

ホトキムコト殺害致ゆ者引廻之上礎、家財關

〔二八〕

〔朱書〕
「廿八」頭分之者謀殺致ゆ者

54 一 支配之者頭分之者殺さんと謀既ニ行ゆハ徒

半年鞭三十、疵付ゆ得ハ斬罪、殺ゆ得ハ礎、

所死者之家江被下ゆ事、妻子ハ遠追放、加談
致ゆ者手傳致ゆもの共々獄門、
但追放之事別居之子ハ御用捨之事、

〔二九〕

〔朱書〕
「廿九」咒詛毒藥

55 一 咒詛調伏等を以て人を殺ト謀者ハ謀殺之律を

以て罪ニ行ゆ事、若只人ヲ苦めんと謀ゆハ二

等を減ゆ事、毒藥用ゆも同様之事、毒藥を買

未用者鞭三十、其事ヲ知而藥ヲ賣ゆ者同罪、

不知時ハ御咎無之、

〔三〇〕

〔朱書〕
「卅」打擲ニ而人ヲ殺ゆ者

56 一 元方巧ミテ殺ゆ心ニ者無之一時之喧嘩打擲ニ

而人ヲ殺ゆ者ハ斬罪、尤相手之方理不尽之致

方ニテ不得止事於切害ハ、相手之親類名主詮

議之上被殺ゆもの平日不法者ニ相違無之ゆ

(三二)

〔朱書〕
一卅二 夫有罪之妻妾ヲ殺ゆ者

63 一 妻妾夫ノ祖父母父母ヲ打擲等ニ寄其夫打之因

テ死ニ至ゆ得ハ御擲無之、若又強而擅ニ殺ゆ
得ハ鞭十五、但外之罪等ニ寄打殺ハ可為解死
人事、

64 一 夫妻妾を打擲或ハ罵等致ゆニ寄其妻妾自害ゆ
者不及御沙汰事、

但重キ疵等負せゆ節ハ夫妻妾ヲ打擲の律ニ
依而沙汰可致事、

(三一)

〔朱書〕
一卅一 怪我ニ而人ヲ殺ゆ者

58 一 怪我ニ而人ヲ殺或ハ疵付ゆ者打擲ノ律ニ因テ

贖ヲ取其者江被下置ゆ事、

59 一 途中馬車ニ而人ヲ過テゆもの緩怠の事無之も

の怪我ヲ以沙汰可致ゆ事、若不慎之儀於有之

ハ打擲之律を以刑ヲ可加事、

60 一 危ギ仕事ヲ致因テ人ヲ殺ゆもの贖ニハ難相成

打擲之律ヲ以刑ヲ加ヘ可申事、

61 一 喧嘩等ニ而因テ傍ノ人ヲ殺疵付ゆ者喧嘩ニ而

人ニ疵付ゆト可為同然事、

62 一 若又強て人ヲ殺さんとして過而別人ヲ殺疵付

ゆ者謀殺ヲ以沙汰可致事、

(三三)

〔朱書〕
一卅三 人ヲ逼テ死ヲ致ゆ者

65 一 事ニ依テ人ヲ逼り其人自殺致ゆ者鞭十五并金

二両を出さしめ死者の家江被下ゆ事、若茲ヲ
行盜ヲ致ゆため人ヲ逼り死ヲ致ゆ者ハ獄門、

(三四)

〔朱書〕
一卅四 人殺之者を内済ニ致ゆ者

66 一 祖父母父母人ノ為に殺さ連其子孫内済致ゆ者

徒一年半鞭三十五、
〔マ、イ、〕
夫被殺而内済致ゆ者同
然、伯叔父姑兄姉ハ二等ヲ減可申事、若子孫

〔三五〕

- 人ノ為に被殺祖父母父母内済致ゆ者鞭九、常人ノ内済ハ鞭三、
- 77 内済ノ為賄ヲ取ゆ者へ錢の高を以竊盜に準し重方ニ而沙汰可致事、
- 但父母殺され賄ヲ取ゆ者ハ死罪、
- 68 同居或ハ同行ノ人初々其人ヲ謀テ殺せんとする事乍存不留者并殺されゆ後不訴者鞭十五、
- 〔朱書〕
「卅五」打擲
- 喧嘩打擲ハ疵ノ輕重ヲ以罪ヲ定ゆ事、
- 69 一 手足或ハ外ノ物ヲ以打擲致ゆもの戸メ十五日、疵付ゆ得者戸メ廿日、
- 但打ゆ所不破共青赤ニ腫ゆを疵と定ゆ事、
- 70 一 血鼻口ノ内より出或ハ内損血吐ゆ者鞭九、不淨ノ物ヲ以人ノ頭面ヲ汚ゆもの右同、
- 71 一 齒一枚手足ノ指毫本ヲ折一目ヲ傷并耳鼻ヲ傷ゆ者鞭十五、湯火を以人傷ゆ者不淨ヲ以人ノ口鼻ニ入ゆも同様之事、
- 72 一 齒二枚指二本以上ヲ折ゆ者ハ鞭十八、
- 73 一 人ノ骨ヲ折并両目ヲ傷メ或ハ婦人ノ胎ヲ墮し

〔三六〕

- 并一切之刃物之切疵ハ鞭廿四、但兵器ニ而も柄ヲ打ゆハ刃物ニハ無之事、
- 74 一 手毫本足毫本ヲ折毫目ヲ潰ゆものハ鞭三十、
- 75 一 両手足ヲ折或ハ両目ヲ潰し或ハ持病等有之処因テ癯疾ニ至らしむる者并人ノ陰陔ヲ傷ゆ者徒壹年半鞭三十、
- 右科人家財半分ヲ以疵得ゆものへ被下ゆ事、
- 右条々ノ科人大勢ニ而犯ゆ節其内疵付ゆ者ヲ重罪に致ゆ事、本趣意企ゆ者ハ疵付不申ゆとも其次之科に申付ゆ事、但疵ヲ得ゆ者若死ニ至リゆ得ハ同行之内人を殺ゆ節不留ノ律ニ依テ鞭十五、
- 〔朱書〕
「卅六」喧嘩ニ而双方疵有無之事
- 76 一 喧嘩ニ而双方疵ヲ得ゆ節双方之疵相改疵之輕重ニテ罪ヲ定ゆ事、尤跡々手ヲ下シ理直キ方ハ二等ヲ減シ可申事、
- 〔朱書〕
「卅七」疵療治之事
- 77 一 疵を蒙りゆ者日限ヲ立打擲之者ハ療治致さし

むへき事、日限之内死_レ得ハ打擲_レ之者可為解
死人事、若日限之内ニ而も疵平愈致_レ断差出
レ後餘病ニ而死_レ得者只打擲_レ之罪ヲ可加事、

78 一 指一本ヲ折_レ已上之疵日限ノ内療治ニ而平愈
致_レハハ罪二等ヲ可減、日限満る日迄平愈無
之ものハ右之本律ヲ以相用事、尤婦人破産并
病氣平愈ニ而も痼疾等ニ至_レハ罪減申間敷_レ
事、

79 一 手足其外ノ物ニ而軽キ打疵ハ廿日限、金創火
毒ハ三十日切、手足ヲ折骨痛_ミ婦人ノ墮胎ハ
五十日、

〔三七〕

80 一 〔〔朱書〕〕勢ひヲ以人ヲ縛リ打擲致_レ者
〔〔朱書〕〕
爭論ニ依て人を縛リ打擲致_レハ於私家人ヲ押
籠メ等致_レ者鞭九、若疵重ク内損吐血已上ニ
至_レ得ハ平人打擲_レ二等ヲ加ヘ可申事、尤自
分手ヲ下不申共差圖致_レ者本罪ニ可致事、差
圖を受手ヲ下_レ者一等ヲ減可申事、

〔三八〕

〔〔朱書〕〕
〔〔朱書〕〕下人主人ヲ打擲致_レ者

〔三九〕

81 一 下人として主人を打擲致_レ者獄門、死ニ至_レ
得ハ鋸引、怪我ニ而殺_レ得ハ斬罪、怪我ニ而
疵付_レ得ハ徒一年半鞭三十、

82 一 主人下人ヲ打擲致_レ者輕キ疵ハ御沙汰ニ不及
事、折_レ傷已上ノ疵ハ平人打擲_レ方四等ヲ減可申
事、死至_レハハ鞭十八、怪我ニ而殺_レ得ハ御
沙汰ニ不及事、

83 一 〔〔朱書〕〕
〔〔朱書〕〕妻妾夫ヲ打擲致_レ者
妻夫ヲ打擲致_レ者ハ鞭十五、折傷以上ノ疵ハ
平人方三等ヲ加ヘ可申事、一目ヲ潰_レ已上ハ
斬罪、死ニ至_レ得ハ磔、

84 一 若妾ハ夫并妻ヲ打擲致_レハ又一等を加ヘ可
申事、致_レニ至_レ得ハ磔、尤加_レるものハ加て死
ニ入_レ事、

85 一 夫妻ヲ打擲致_レ者折痛已上ニあらされハ御沙
汰不及事、〔〔朱書〕〕
〔〔朱書〕〕
事」右已上ハ平人ノ律に二等ヲ減可申事、死
ニ至_レ得ハ斬罪、妾ヲ打擲いたし折傷以上ニ
至_レ得ハ又二等ヲ減可申事、死ニ至_レ得ハ鞭

86

三十、妻ノ妾ヲ打擲致ゆへハ夫ノ妻ヲ打擲致と同様之事、怪我ニ而殺ゆハ其證據分明に於ハ不及御沙汰事、

〔四〇〕

〔朱書〕
四十一「兄弟の打擲

87 一 弟并妹として兄姉ヲ打擲致ゆもの鞭廿七、疵付候へハ鞭三十、折傷ハ徒一年半、刃傷及手足ヲ折一目ヲ潰ゆ已上ハ斬罪、死ニ至ゆへハ

獄門、伯叔父姑ヲ打擲致ゆもの同様之事、怪我ニ而殺或ハ疵付ゆもの本殺傷ノ罪に二等ヲ減可申事、尤贖ニ者難相成ゆ、

88 一 兄姉ノ身として弟妹ヲ打擲ニ而殺、伯叔父姑之甥姪ヲ打擲ニ而殺候ハ鞭三十、怪我ニ而殺

證據分明ニ於てハ御沙汰ニ不及事、

89 一 子孫として祖父母父母を打擲致ゆ者并妻として舅姑ヲ打擲致ゆ者獄門、死ニゆ候得ハ鋸引、怪我ニ而殺ゆへハ斬罪、

90 一 祖父母父母子孫ヲ打擲ニ而殺ゆもの鞭十五、繼母ハ一等ヲ加へ可申事、但子孫祖父母父母罵り或ハ打ゆニより依之打擲致死ニ至ゆ得ハ

御沙汰ニ及不申、怪我ニ而殺ゆも同様之事、

〔四一〕

〔朱書〕
四十二「師匠の打擲致ゆもの

91 一 師匠ヲ打擲致ゆ者平人ニ二等ヲ加へ可申事、殺ゆ者ハ磔、

〔四二〕

祖

〔朱書〕
四十三「父母人ニ被打擲其子孫打返ゆ者

92 一 祖父母父母ノ為ニ打擲せら連其子孫救ゆため返打ゆ者輕キ疵ハ御沙汰ニ不及、折傷已上ニ至ゆ得ハ平人打擲方三等ヲ減可申事、死ニ至ゆへハ定法之通可為下手人事、

〔四三〕

〔朱書〕
四十四「竊盜

93 一 盜致ゆ者入墨之上盜取ゆ高に應し輕重罪科可行事、

定

〔朱書〕
入墨

- 一 十メ已下 鞭三
- 一 十メ以上 同六
- 一 二十メ以上 同九

一	三十メ以上	同十二
一	四十メ以上	同十五
一	五十メ以上	同十八
一	六十メ以上	同廿一
一	七十メ以上	同廿四
一	八十メ以上	同廿七
一	九十メ以上	同三十
一	一百メ以上	徒半年
一	一百メ以上	同三十
一	一百十メ以上	徒一年
一	一百二十メ以上	同三十
一	一百三十メ以上	同三十
一	一百三十メ以上	斬

斬 但從之者ハ死罪一等ヲ許ス事、
 右錢高ヲ以罪ノ輕重ヲ定メ錢盜取ル品幾人ニ
 而も分ル而も分別之高ニ不拘盜取候本高ヲ以
 一人毎に罪ヲ加ヘル事、尤從のものは一等ヲ
 減可申事、但一時ニ數家ニ於テ盜取ル節其内
 只一家ノ財多キ高ヲ罪ヲ定ル事、米穀等ハ時
 之直段を以錢に致シ品物直打致させ錢ニ差積
 可申事、

※

〔備外行問書八卷〕

一 御刑法帳之表盜貨百三十貫以上死刑之科目ニ由得共、
 盜取ル節之金價高下ニ寄金高同様ニ而も死活ニ相掛不
 拘様ニ付、古米ヲ御定被置ル候子金給渡之割を以金幣
 兩八拾目米幣拾五俵之積ニ而以來右百三十貫文ニ相
 渡ル様被 仰付ル事、
 文化十癸酉年十一月廿六日

94 一 盜に入ル者財物ヲ取不申由得ハ鞭三入墨ハ許
 之、但人ノ土藏ヲ破リ或ハ盜ニ入ル次第ニ寄
 リ大盜ニ紛無之由ハ、財物ニ不拘入墨鞭三

十、

95 一 入墨之儀腕へ廻シ幅三步程入墨可致、尤初度
 ハ右腕へ彫り二度目ハ左へ彫、三度に及由得
 ハ不寄多少斬罪、

〔四四〕

〔朱書〕
 〔四十五〕御城中に入盜致ル者

96 一 御城中江忍入盜致ル者獄門、

但寛政十一未年四月表坊主棟方嘉林隠居之
 後病屈ニ而御城江紛入ルニ付、死罪一等ヲ
 許、徒刑ニ被仰付ル例、

〔四五〕

97

〔采書〕
〔四十六〕自分預ノ物ヲ私曲致ル者

一 御預ノ物ヲ致私曲盜取ル者首從差別無之盜取
ル錢高ヲ以罪ヲ定ル事、尤幾人ニ而も分ル而
も分前之高ニ不拘盜取ル本高ヲ以一人毎に罪
加ル事、

定

- | | | | |
|---|----------|-------------|-----|
| 一 | 二メ五百文以下 | 入墨 | 鞭九 |
| 一 | 二メ五百文以上 | | 同十二 |
| 一 | 五メ文以上 | | 同十五 |
| 一 | 七メ五百文以上 | | 同十八 |
| 一 | 十メ文以上 | | 同廿一 |
| 一 | 十二メ五百文以上 | | 同廿四 |
| 一 | 十五メ文以上 | | 同廿七 |
| 一 | 十七メ五百文以上 | | 同三十 |
| 一 | 二十メ文以上 | 徒半年 | 同三十 |
| 一 | 二十五メ文以上 | 〔采書〕
徒半年 | 同三十 |
| 一 | 三十メ文以上 | 徒一年半 | 同三十 |
| 一 | 四十メ文以上 | 死罪ノ代リ徒二年 | 同三十 |

〔四六〕

98

〔采書〕
〔四十七〕御藏ノ財物ヲ盜取ル者

一 御藏ノ財物ヲ盜取ル者并御藏廻之者共御藏の
財物ヲ致私曲ル者首從之差別無之盜取ル錢高
を以罪ヲ定ル事、尤幾人ニ而分ル而も分別之
高ニ不拘盜取ル本高を以罪ヲ加ヘル事、尤一
人毎ニ罪加ヘル事、

定

- | | | | |
|---|--------|------|-----|
| 一 | 五メ以下 | 入墨 | 鞭六 |
| 一 | 五メ以上 | | 同九 |
| 一 | 十メ以上 | | 同十二 |
| 一 | 十五メ以上 | | 同十五 |
| 一 | 二十メ以上 | | 同十八 |
| 一 | 二十五メ以上 | | 同廿一 |
| 一 | 三十メ以上 | | 同廿四 |
| 一 | 三十五メ以上 | | 同廿七 |
| 一 | 四十メ以上 | 徒半年 | 同三十 |
| 一 | 四十五メ以上 | 徒一年 | 同三十 |
| 一 | 五十メ以上 | 徒一年半 | 同三十 |
| 一 | 五十五メ以上 | | 同三十 |

一 八十メ以上 斬

但御藏廻之もの致私曲ルヘハ死罪ノ代
リ徒二年鞭三十、

〔四七〕

99 一 追剝強盜之者既に行ルヘハ財物ヲ取不申ル共

徒一年半鞭三十、既ニ財物取ル得ヘ同類不殘

磔、

100 一 盜に忍入ル者其家ノ人江手向致シ或ハ疵付ル

ヘハ強盜之御仕置タルヘキ事、

但同類之者助力不致者ハ竊盜ヲ以可致沙汰

事、

101 一 若竊盜已ニ財物ヲ捨逃去ルヲ其家人追懸因テ

手向致ル者ハ不用此律、科人手向致ル律ヲ以

刑ヲ加ヘル事、

〔四八〕

102 一 白昼人ノ物ヲ奪取ル者鞭三十、若取ル品之高

〔朱書〕
四十九 白昼人ノ物ヲ搶奪ル者

多ルハ、竊盜之罪三等ヲ可加事、從之者ハ一

等を可減事、

〔四九〕

106 一 盜ノ為火ヲ付ル者火刑、但燃立不申ル得者斬

罪、

附火を可附旨張札投文致ル者徒二年鞭三

十、

〔朱書〕
余自行備書入、朱書
一点羽ニ曰、火札之刑書加之儀文化元年

子ノ六月御用所御演説を以書加之、

〔107 なし〕

〔五〇〕

108 一 馬ヲ盜売買致ル者斬罪、

〔朱書〕
五十一 馬盜

〔五一〕

109 一 盜抽取致ルもの抽取之多少を以御藏ノ財物ヲ

〔朱書〕
五十二 盜竊

盜取ル律ヲ以刑ヲ可加事、

(五二)

- 110 一 山師共過木伐取ゆ者伐出ノ過木不殘取上、伐出之多少ヲ以罪ヲ加へル事前条同様之事、
- 111 一 御留山ニ而柴薪木等盜伐ゆ者過料壹メ文、尤伐出高多ハ節ハ錢ニ差積一倍之過料可申付ル事、御留山ニ無之共御停止木伐取ゆ者同様之事、
- 112 一 山中伐荒有之科人不相知節ハ伐荒多少を以山下村過料可申付ル事、
- 113 〔以下欠〕 但檜老本之代小杉百本杉雜木老本代小杉五拾本、
- 114 一 伐荒之場所江植付不相成所ハ手寄空山見立植付ル様、
- 尤植付多時ハ三ヶ年五ヶ年之内、
右者巳ノ年濟、
- 〔朱書〕
五十二 流失流水盜揚ゆ者
- 115 一 出水之節流失流水取上ゆ者見分之上五ヶ一山師ハ相渡可申ル事、若隱置ゆ而被見出ル節隱木多少ヲ以過料差為出ル事、
- 定

(五三)

- 一 拾本以下 一メ貳百文
- 一 拾本以上 一メ八百文
- 一 貳拾本以上 二メ四百文
- 一 三拾本以上 三メ文
- 一 四拾本以上 三メ六百文
- 一 五拾本以上 四メ二百文
- 一 六拾本以上 四メ八百文
- 一 七拾本以上 五メ四百文
- 一 八拾本以上 六メ文
- 一 九拾本以上 六メ六百文
- 一 百本以上 七メ貳百文
- 〔朱書〕
五十三 田野ノ穀物ヲ盜取ゆ者
- 116 一 田野ノ穀物盜取ゆものハ竊盜に準し多少ヲ以罪ヲ定ル事、
- 但入墨同様之事、
- 117 一 柴草木石之類人功を以伐取積置ヲ擲ニ取ゆもの 是又同様之事、
- 但入墨免之、

料

〔五四〕

〔朱書〕
〔五十四〕夜中無故人ノ家江入ル者
夜中無故人ノ家江入ル者ハ鞭三、若其家人即

資

時ニ殺ル節者御搦無之、若又既ニ捕置置ニ打
擲致疵付ルハ、平人打擲カ二等ヲ減罪行ハ
事、死ニ至ル得者鞭三、
〔マ、〕

〔五五〕

〔朱書〕
〔五十五〕盜ノ宿致ル者

119 一 強盜ノ宿致ル者其身不行とも財物分取ル得
者礎、財物取不申ルハ徒一年半鞭三十、

120 一 竊盜之宿致財物分取ル得ハ其身不行共竊盜ノ
首と可為同罪事、財物ヲ取不申ル得者一等ヲ

減可申事、入墨同様之事、

121 一 強盜竊盜ノ盜物存買ル者品物錢ニ差積竊盜
之律二等ヲ減シ罪を行ハ事、存預置ル者又

一等を減ル事、

但品物高多ハ共鞭十五ニ而許可申事、若不
存ルハ御搦無之品物ハ本人江返可申事、

〔五六〕

〔朱書〕
〔五十五〕下、勾引

122 一 手段ヲ設ケ人ヲ勾引ル者鞭三十、因テ人ヲ疵

〔五七〕

付ル者斬罪、

〔朱書〕
〔五十六〕入墨ヲ拔取ル者

123 一 盜致シ入墨ニ被行ル者其後竊ニ拔ル者鞭三、
入墨仕直シ可申事、

〔五八〕

〔朱書〕
〔五十七〕謀書謀判致ル者

124 一 御印并奉行諸役人ノ判ヲ似せ造ル諸渡物等盜
取ルもの獄門、未財物ヲ不取者ハ死罪一等を

減可申ル事、

125 一 似せ印形似手紙或ハ古手形ヲ取拵公私之物ヲ
取ル者は、竊盜ニ準シ錢ノ高ヲ以罪科之輕重

ヲ可行事、
但入墨竊盜同様、

126 一 語らひ手段ニ而取ル者は又竊盜同様之事、入
墨ハ免之、

127 一 物取ニ無之申訳ノ為メ有合之印形押ル類ハ竊
盜ニ準シ一等ヲ減可申ル事、入墨免之、

〔五九〕

〔朱書〕
〔五十八〕役人ヲ似せルもの

一	三十メ以上	同十二
一	四十メ以上	同十五
一	五十メ以上	同十八
一	六十メ以上	同廿一
一	七十メ以上	同廿四
一	八十メ以上	同廿七
一	九十メ以上	同三十
一	百メ以上	徒半年 鞭三十
一	百十メ以上	徒一年 同三十
一	百廿メ以上	徒一年半 同三十

〔六三〕

〔六十二〕坐贓之事

慈郎切首藏夫受財也、凡非理所得賄賂皆曰贓、

〔外書八、卷七〕
一贓

唐土名勝圖會云、受贓トハ官ニ有テ非理ノ賄賂ヲ取ルヲイフ、

132

一 差而類合ル事も無之通例只財ヲ受ル分ハ坐贓之罪ニ可行事、尤惣錢半分ニ致ル而罪ヲ定ル事前条同様之事、尤与へルもの三等を減ル事、

定

〔六四〕

〔外書〕
〔六十三〕賄賂ノ約諾致ル者

一	十メ以下	戸ノ廿日
一	十メ以上	同三十日
一	廿メ以上	鞭三
一	三十メ以上	同六
一	四十メ以上	同九
一	五十メ以上	同十二
一	六十メ以上	同十五
一	七十メ以上	同十八
一	八十メ以上	同廿一
一	九十メ以上	同廿四
一	百メ以上	同廿七
一	百廿メ以上	同三十

133

一 賄賂ノ約諾いたし未財物手に入不申とも事を枉ル者ハ枉法ニ準し一等ヲ減シ罪ヲ加ヘ可申事、約諾而已ニ而未事ヲ枉不申ルヘハ不枉法ニ準し一等ヲ減罪ヲ可加事、

〔六五〕

134

〔采書〕
「六十四」賄賂ヲ行ゆ者之事
下之者願事有之賄賂ヲ行ゆ而法ヲ枉ゆ事ヲ行
ゆ得ハ差出ル錢高を以坐賊ノ律ニ當刑ヲ可加
事、尤枉ゆ事重ルハ、重キ方ニ而沙汰可致事、
若上タル強ル而無拋差出ルハ、御咎無之事、

〔六六〕

135

〔采書〕
「六十五」茂合取立私曲致ゆ者
茂合錢為差出私用ニ致ゆ者枉法ヲ以罪ニ行ゆ
事、音信ニ相用自ら使ヒ不申ル共同様之事、

〔六七〕

136

〔采書〕
「六十一」田宅
「六十二」隠田畑
隠田畑致ゆ者一反歩ヨリ五反歩迄ハ鞭六、五
反歩毎ニ一等を加ヘ可申事、但隠田畑御取上
隠ル反畝一年ノ年貢可差出ル事、

137

御検見之節惡地杯振替見せゆ者右之格ニ而一
等ヲ減可申事、尤反畝多ル共鞭十五ニ而許可
申事、村役之もの乍存見逃致置ルハ、本人同
罪ノ事、若不存ル得ヘ五反歩以下ハ許之、五
反歩已上ハ右ノ格ニ而三等ヲ減可申ル、尤反

〔六八〕

138

〔采書〕
「六十七」田畑質入
年季ヲ以質入致ゆ田畑年季相濟本人より元利
返濟受戻ヲ求ル得ルハ、外事ニ託シ不相返年來
押領致ゆ者鞭三、年來之小作米可令返事、

〔六九〕

139

〔采書〕
「六十八」田畑ノ押領ノ事
他人ノ田畑ノ事に寄テ押領致ゆ者屋敷ハ一軒
田畑ハ一反歩ヲ五反歩迄鞭三、五反歩毎に一
等ヲ加ヘ可申事、尤反畝多とも鞭十八ニ而用
捨可致事、但年來ノ小作米令返事前条同様ノ
事、

〔七〇〕

140

△倉庫
〔采書〕
「六十九」御收納之遲滯
御收納ハ年々十一月卅日迄皆済可致事、若翌
正月迄無故して皆済無之者御收納之高十分ニ
割一分滯ルヘハ戸メ廿日、一分毎ニ一等ヲ加
ヘ可申事、村役同様之事、尤鞭九迄ニ而許可

料 申事、

〔七二〕 〔朱書〕「七十一」内借

資 141 御蔵廻り之者御蔵之米錢致内借ル者米錢之高

ヲ以窃盜ニ準シ罪ニ行可申事、若懸リ之者に
あらされハ一等ヲ減可申事、但入墨ハ許之、

〔142 なし〕

〔七二〕 〔朱書〕「七十一」訴訟付手越之訴状

143 訴状差出者其向々支配頭江差出可申事、手越

致シ奉行御役人ニ差出ル而も取上申問敷事、

若願難相成儀ヲ強而手越ニ出ルハ、戸メ三十

日、

但願可相立筋ヲ支配頭ニ而取押置或ハ支配

頭ノ非道之取扱有之ヲ訴ル願ハ可為格別

事、

〔七三〕 〔朱書〕「七十二」無名之訴状

144 無名之訴状投文致ル者鞭三、訴状之趣取上沙

汰致問敷事、

〔七四〕 〔朱書〕「七十三」不實之事ヲ致訴状ル者

145 不實之事を申出人を罪に落さんとするもの鞭

刑追放ニ可被行事ヲ訴ル得ハ、可為追放事、若

死罪に可相成儀儀ヲ訴ル得ハ、鞭三十徒一年

半、

146 若被訴ル者御沙汰既ニ種テ其罪被行ル後不実

ノ事頭得ハ、罪に行連ル者之刑ニ一等を可加

事、死罪ニ被行ル得ハ、可為解死人事、

147 若二ヶ条訴ル節軽事ハ、突にて重き方ハ、偽リ或

ハ、一事ニ而も軽き事重ク申出ル者、鞭之内実

事分ヲ差引残る鞭數ヲ以刑ニ行ル事、

〔七五〕 〔朱書〕「七十四」親族訴候者

148 子孫として祖父母父母ノ事ヲ訴、妻として夫

并舅姑之事ヲ訴ル者鞭三十、虚説ヲ據ヘ裁許

ヲ願ル者ハ、斬罪、

149 伯叔父姑兄姉之事を訴ル者鞭十五、訴ル事偽

ニ候ヘハ、平人方罪三等を加ヘ可申事、但被訴

ル者ニ科人自身申出ル律と同様之事、若伯叔

父兄姉非道之事有之不得止事申出ルハ、可為格

別事、

〔七六〕

150

〔朱書〕
〔七十五〕子孫父母之教ニ背ゆ者
子孫として父母之教に違ひ或ハ養育欠ゆ儀有
之者ハ鞭十五、但父母之申出に寄り刑ヲ加へ
ル事、

〔七七〕

151

〔朱書〕
〔七十六〕訴訟ノ腰推致ゆ者
訴訟之腰推致シゆ者、或ハ人之為に訴状ヲ造
リ人を罪に落さんといたしゆ者本人と同罪之
事、

〔七八〕

152

〔朱書〕
〔七十七〕強訴
願難相立儀ヲ大勢徒黨致し支配頭之差圖を不
相用於強訴ハ、其棟梁致ゆ者鞭廿四、加談致
ゆ者一等ヲ可減事、其餘一通り之餘黨ハ吟味
之上用捨可有事、

〔七九〕

〔朱書〕
〔七十八〕隠津出之事
運上

153 一 隠津出致ゆ者品物取押鞭十五、相對いたし賦
ゆ者過料壹貫貳百文、

但二百俵已上之隠津出ハ家財家屋敷關所所

拂可致事、

〔額外・行間書入、朱書〕
〔点羽三〕曰、隠津出致ゆ者御片付之儀御定通鞭十五ニ被

行、其所江差置ゆ而ハ又々隠津出手段取ゆ御沙汰ニ

而、所柳之上外濱者四ヶ組住居御擣被 仰付ゆ様申上

罷有ゆ得共、左ゆ而ハ浦々江住居勝手次第之ゆ様心得

ゆ而ハ返而差障ニ相成ゆニ付、後瀧組前田村市五郎御

片付之節、鞭刑十五鞭被行所柳之上外濱浦々并四ヶ組

住居御擣被仰付ゆ様申上相済、以來右之通相認可申

事、猶又西濱も右之心得ニ而取扱可有之事、寛政十三

酉年二月、

154

一 米留有之節無手形米隠出ゆ者鞭六、駄賃付ハ過
料壹貫貳百文、

〔額外書入、朱書〕
〔点羽二〕曰、米留所忍通ゆ者荷物并馬共御取上之管、

〔点羽一〕曰、已調七月廿一日被 仰付ゆ事、

〔行間書入、朱書〕
〔点羽三〕曰、米留所忍通馬取押ニ相成御僉儀之節、自分

持馬無之与か持馬有之ゆ而も外ニ他人之馬借レゆ而取

押ニ相成ゆ旨申出ゆ節、當人僉儀之上馬賃ゆ旨申出有

之時ハ人別帳并馬帳僉儀之上分明ニゆハ、本人江相

返可申事、尤脇本村米留所ニ而馬并米取押之節、外人

借馬式定有之本人江相返儀伺相資、

寛政十三辛酉年二月、

〔八〇〕

〔朱書〕
七十九 隱荷揚ケ

155 一 旅船荷上ケ致ル者品物取押致相對之間屋鞭六

家業取扱、

〔八一〕

〔朱書〕
八十 隱商売

156 一 隱商売致ル者品物取押過料可為差出事、

但過料之定別帳戸数方条例有之、

〔八二〕

△雜犯
〔朱書〕
八十二 博奕

157 一 博奕致ル者鞭三、其場之金銀ハ没官可致事、

但宿致ル者可為同罪事、尤其場に居合せ者

之外同類有之候共一々詮儀ニ不及事、

但輕き宝引よみかるた等致ル者戸ノ三十

日、

〔八三〕

〔朱書〕、以下同
八十二 御用ヲ頼合致ル者

158 一 御用事ヲ曲テ頼合致ル者戸ノ三十日、頼ル者

并頼を受ル者同罪之事、若既ニ施行ル得ハ頼

ヲ受ル者ハ鞭六、頼ル者ハ其事親戚朋友之為

ニ得ハ本罪二等を減、自身之為ニ得ハ本

罪之上に一等を加ヘル事、尤曲事重ル得ハ人

之罪を輕重致シル律を以刑ヲ加ヘル事、為是

カ賄賂を取ル得ハ枉法之律を以刑を加ヘル

事、

〔八四〕

〔朱書〕
八十二 人之罪ヲ輕重致ル者

159 一 依怙臆負を以人之罪を輕重致ル者其増減致ル

所ヲ以其分之罪ヲ加ヘル事、若或ハ全ク隱或

ハ全ク偽ル得ハ基本罪を以刑ヲ加ル事、

〔八五〕

〔朱書〕
八十三 失火

160 一 失火致ル者戸ノ廿日、類焼有之ル得者三十

日、因テ人ヲ燒死ルヘハ鞭十五、一家之内誰

ニ而も手過チ致ル者ハ刑ヲ加ヘル事、若

御宗廟并御城等江類燒及ル得者徒一年半鞭三

十、

161 諸役所并御蔵内ニ於テ致失火ハ者鞭廿四、

〔八七〕

〔朱書〕
八十四 御触ニ背ル者

163 御触ニ背ルものハ事之軽キハ戸メ十五日、重
キハ戸メ三十日、

〔八八〕

〔朱書〕
八十五 不可為義ヲ致ル者

164 不可為義ヲ致ル者事之軽キハ戸メ廿日、重キ
ハ鞭三、是ケ条之儀元來重キ科ハ律ニ正數ケ
条有之ハ得者輕キ事ニ至リハ事變萬端ケ条ニ
難延ハ間、有様ハ儀二等ニ分、此ケ条ヲ以沙
汰可致事、

〔八九〕

〔朱書〕
八十六 科人手向致ルもの

165 科人逃走捕手之者江手向致ル者本罪之上ニ二
等を加ヘヘキ事、尤人ニ疵付折傷ニ至ルヘハ
斬罪、

〔九〇〕

〔朱書〕
八十七 科人出奔

166 牢破并預之内繩解キ出奔致ル者本罪ニ二等可

加事、

167 預之者不覺ニ而取逃ル者預人并番人三十日內

に捕ル様申付、若捕兼ハ節者罪人の科ニ三等
を減態与逃ル得ハ科人同罪、

〔九一〕

〔朱書〕
八十八 科人ヲ隠ル者

168 科人御詮議之者ヲ乍存隠置、或ハ其事ヲ告知
らせ逃ル節ハ科人ノ罪ニ一等ヲ可減事、

〔九二〕

〔朱書〕
八十九 私ニ舛秤ヲ造ル者

169 私ニ舛秤ヲ造通用舛秤ヲ増減いたし奸曲ルもの
の鞭六、

〔九三〕

〔朱書〕
九十 御關所忍通ル者

170 御關所忍通ルもの鞭九、山越致ル者鞭十二、
〔朱書〕
九十二 立婦者

〔九四〕

科有御沙汰之上追放被仰付ルもの御搦之地江
立婦ルヘハ鞭三、本の如ク追放可致事、

172 惡事有之他國へ出奔致其後立婦リ忍居ル者本

罪方一等ヲ可加事、但本罪輕ハ、御關所忍
通ハ罪に一等ヲ可加事、

173 惡事無之出奔之後立歸ル者御關所外江出不申
ハ得者過代夫役廿日、

〔九五〕

〔174〕

〔朱書〕
〔九十二〕馬札紛失

175 馬札紛失いたしハもの過料壹貫文、

〔九六〕

〔朱書〕
〔九十三〕犯姦

176 姦淫之者ハ鞭九、男女可為同罪、夫有之もの
ハ鞭三十、

177 強姦之ものハ徒壹年半鞭三十、未成者ハ鞭三
十、

178 幼女十二歳已下ヲ姦ルもの強姦同様之事、

179 妻女ヲ許ル而姦ヲ致させル者本夫姦婦いつれ
も同罪の事、

右何れも姦所ニ於て見届慥成證據有之夫或ハ
親族ヲ申出ニ寄御沙汰可致事、外方訴ハ類ハ

御取上無之、

〔九七〕

〔朱書〕
〔九十四〕僧尼之犯姦

180 僧尼犯姦ル者ハ平人姦淫之罪に一等ヲ加ヘ還
俗為致ル事、
相姦しルものハ平人姦淫之罪ニ行ル事、

〔九八〕

〔朱書〕
〔九十五〕下人家長之妻女ヲ姦ルもの

181 下人として妻女ヲ姦ルもの斬罪、妾ハ一等ヲ
減可申事、

〔九九〕

〔朱書〕
〔九十六〕相對死

182 男女申合相果ルもの子細無之ハハ死骸取
捨、もし女ヲ先に殺シ男存命にハハ下死
人、男相果女存命ニハハ下手人ニ不及三日
蹠シ之上乞食手江相渡可申ル事、

183 男女共疵斗ニ而存命ハ得者是又三日蹠シ乞食
手江相渡可申事、

184 主人下人と申合相果ルもの下人相果主人存命
ニハハ下手人ニ不及乞食手江相渡、主人相

果下人存命ハハ獄門、

(100)

〔朱書〕
九十七 隠遊女

185 御免湯所之外隠遊女抱置渡世いたしハ者ハ鞭

三、

(八六)

〔朱書〕
野火

162 山野江野火附ハ者鞭三、若本人相知不申ハ得

者其領分之村所過料為差出ハ事、

但過料之定郡所別帳定例有之、

〔朱書〕
「文政三丙寅年十一月御沙汰直

山野ハ野火附ハ者住居之町在引廻之上鞭十五、若本人相知不申ハハ其領分之村所過料為差出ハ事、但

過料之定郡方別帳條例有之、

※ 當時三奉行吟味ニ被仰付ハニ付、過料定別帳之儀者

御刑法方ニ有之、

覺

科人片付之儀區々之沙汰有之ハニ付此度御刑

法沙汰被 仰付申出之趣被遊 御聽届、尚

又以 御自筆被 仰出ハ間、致勘弁批判遂穿

懲勸善懲惡ニ相成ハ様沙汰可有之旨、四奉行
江能々可被申合ハ以上、

三月

御家老

御用人中

御自筆之写

刑法課沙汰之通申付ハ、一体刑法之義兼而一
定之上ニハ得共、尚其時宜ニ密輕重之沙汰も

可有之事ニハ、且簡条ニ適當之罪人有之ハ共、

何レ君臣之義を立父子之親ニ本付、總而人論

之義を論し其時々沙汰致候様、依而必しも其

ケ条に不可泥事ニハ、

巳三月

寛政九丁巳年三月被 仰出之

〔朱書〕
「紙数三十七枚」

料

資

青森県立図書館所蔵の本書「寛政律」は、登録番号八六四七五、郷土資料に配架され、請求記号はT三三二—Kである。受入月日は明示されていないが、表紙見返しには「四谷一衛殿寄贈」なる記載あり、その上に一六一八三なる数字が見られる。あるいは寄贈書番号であろうか。

本書の体裁は、縦二四・七センチ、横一七・〇センチ、藍色の表紙を綴じつけ、袋綴で目録三丁、本文三十四丁から成り、裏表紙見返しには朱筆で「紙数三十七枚」と記している。表紙には左上に題箋が貼られ、「寛政律 全」と記す。

目録第一丁表の右下隅、表題の下には「山形蔵書」なる角印が捺されているが、他に本書の作成・伝来経緯を示す手がかりは記されていない。⁽²⁴⁾

目録は各丁二段に分けて記されており、後から朱筆で通し番号および「人命・盜賊・賄賂・田宅・倉庫・訴状・（ハ、マ、シ）難犯」の各篇目を付している。なお、偶然ながら表紙の裏貼紙が割がれており、その内側にも、寛政律の目録末尾が記されていた。同筆と見られるが、目録の記し方、および通し番号や篇目の付け方を異にしており、異種の系統の写本の目録と考えられるので、敢えて冒頭に収録しておいた。

本文は各半丁、十一行、各行二十三字余で、通し番号および

△印、文字の訂正などを朱筆で加える他、各所に書入れを試みている。これらの書入れの中には、これまでの他写本に見られなかったものも若干あり、本書を紹介する由縁である。

以下、二、三氣付いた点を記しておく。

まず目録について、本文と照合してみると、「戸ノ」から「五死刑」までの通し番号は、本来は御刑法御定以下に付すべきを、「六御刑法御定」としている点で誤りと考えたいが、本文にも同番号を付している。目録では「七贖刑」としているが、本文では贖刑には番号なく、「七五逆之事」とあり、以下、目録番号は本文番号に一を加えたものとなる。ついで目録の「卅九一家三人を殺体者」はすでに目録の「廿八一家三人を殺体者」を誤って再掲したため、もとより本文該当箇所にはなく、これより目録番号は本文番号に二を加えたものとなる。目録の「五十八勾引」は、本文では当初、番号はもとより題目も付しておらず、朱筆で「五十五ノ下 勾引」と後補している。したがってこのあと目録番号は本文番号に三を加えたものとなる。さらに本文では「八十一博奕」に続いて「八十一御用ヲ頼合致体者」と誤って番号を付したため、以下、目録番号は本文番号に四を加えたものとなる。したがって、目録末尾の「百一隠遊女」は、本文では「九十七隠遊女」となり、しかも本文末尾には目録に

見られぬ「野火」が設けられているが、本文番号は付されていない。したがって、目録と本文の番号に関する限り、両者は別個に付されたもので、相互を対照したものではないことが明らかである。

ところで、冒頭に加えておいた裏貼内側の目録にも目を通すと、先に説明した本来の目録が、表記に際して、各題目を上段・下段・次行上段・下段の順に記しているのに対し、この下貼の目録では題目の表記法は、上段の横に順次記し、ついで下段を横に記していく手法を用い、両者は同様に二段に分ち書をしているとはいえ、異なる記載法を取っている。そこでこの目録番号と本文番号を対比すると、目録の「八十一御用事ヲ都合致し者」の事から「九十七隠遊女之事」までは本文番号と照応する（この目録では「九十五下人家長之妻女を姦し者」が後補となつている点留意しておきたいが）。あるいはこの個所以下の本文番号を付した際にこの目録番号と何らかの関係があつたのではないかと考えられる節もあるが、ここでは臆測に留めたこと、しかし、この目録が本文の元来の目録であつたともいえぬことは、目録末尾に本文にはない「勾引」が置かれていことから明らかである。

先に京大本に目録が見られぬことから、目録自体は後人の手

に成るものであらうと推測しておいたが、他の写本の目録および本文番号にもいくつかの乱れが指摘されることから、この推測は當つていよう。

つぎに本文のなかで貼紙による訂正・抹消箇所が二、三あるので、念のために抹消された内容を示しておく。

本文十丁表八・九行目は二四の45・46条前段に当り、貼紙に、

「婦人夫之祖父母并夫を殺し者右同様之事、

伯叔父姑兄姉者謀殺已^レ三行と心得者徒一年鞭三十」

と記すが、貼紙の下はやはり二行で、47条に当る

「祖父母父母子孫を謀殺致し者は不及解死人徒一

年半鞭三十」

とある。したがって八行目冒頭の「一」はこの文に用いられていたのを、そのまま修正後の45条に転用し、九行目冒頭の「二」は訂正時に46条のために補つたことが判明する。

この後二行において、十丁表冒頭は、一行目に47条末尾「一年半鞭三十」と記すのみで二行目分の余白が後にあるが、これまた一行目から三行分を抹消するために貼紙されている故である。

抹消された三行は、

「一 婦人夫之父母夫ヲ殺し而も右同様之事、

料 一 伯叔父姑兄弟ハ謀殺既ニ行ゆヘハ徒一年鞭三十、疵付
得ハ

獄門、殺ゆヘハ磔」

とあり、45・46条に相当する。

資 先の貼紙が47条を45・46条に先んじて書いてしまったのを筆
 写中に気付いて訂正したものとすれば、ここで再び45・46条を
 記していることはうなずけぬ。若干疑間の残るところであり、
 他の貼紙が筆写を一通り終えた後に施して補訂したらしく見え
 ることから、もう少し考えてみたい。

本文二〇丁一行目には、106条をいきなり記し、表題「火附」
 をその前に朱書で補う。各標題の上に朱で付す数字を欠くこと
 から、当初、標題に朱で一連番号を記した際には、この標題を
 欠いていることに気付かなかつたようである。その二行目「付
 火を可附旨張札投」の個所は貼紙の上に記されており、貼紙の
 下には「但燃立不申ゆハ斯罪」とあった。この但書は、貼紙を
 した際に、一行目本文の下に書き直された跡が明瞭である。こ
 の場合は、「附火」云々の文を一行挿入するために修正したも
 のである。

本文三三丁三行目以下は、貼紙で四行にわたって、

「 野 火

一 山野江野火附ゆ者鞭三、若本人相知不申ゆ得者其領分
之村所過

料為差出ゆ事、

但過料之定郡所別帳定例有之、」

と、八六の102条を補っている。この貼紙の下は、三行にわたっ
 て、

「 勾 引

一 手段を設け人を勾引ゆ者鞭三十、因而人を疵付ゆ者
斯罪

と記す。五六の102条との重複に気付いて抹消した上、洩れてい
 る八六を補ったものである。これまた、標題の上に番号を欠く
 ことから、この貼紙も各項の表題に朱で一連番号を記したのち
 に、本文を照合していく中で行われた作業のようである。

この野火・勾引・火附などが各テキストの性格を決めていく
 重要な手がかりであることは、これまでも示した通りであ
 る。詳細は後述に譲る。

註(23) 書誌研究懇話会編『全国図書館案内』上(一九七九年、三二書房)には、青森県立図書館の項に、「西谷家文書」^{ヒシヤ}、黒石市第一の豪商といわれた呉服屋「山ウ」西谷家の寛政一明治初期の家記資料。掛屋関係会計帳簿、日記類、黒石藩関係資料等八〇点。なかでも、山形字兵衛の著した『寛政律』(寛政九年)は貴重。昭和四十年に西谷一衛より受贈。(以下略)と記す(四七頁)。

また青森県立図書館報『三潮』七六号(昭和四五年三月)にも、「西谷家文書 黒石市の篤農家西谷平兵衛家の伝存資料三八点を収める。青森興開庁当初、為替方を勤めたので明治初期の経済事情研究に役立つ外、「園芸日誌」は篤農家の一面をうかがえる。」(一四頁)と記し、同じく八六号(昭和四八年六月)にもほぼ同文が見える。

両者の記述内容はかなり異なる面を有するが、ここでは前者を採用しておく。

註(24) 『三潮』七二号(昭和四三年九月)には、特別資料として次のように紹介している。

「三八 寛政律 T三三二一K
写本

寛政九(一七九七)年津軽藩で制定した刑法典。これは山形字兵衛自筆、所蔵と推定される。しかしこれが完本かどうかはつきりしない。又文化一〇(一八一三)年月日付けの朱筆書き込みなどから、文化律をかねたものと思われる。」

筆者・所蔵者を山形字兵衛と推定した根拠が余り定かではな

く、あるいは蔵書印、伝来系統を根拠としたのであろうか。なお、文化十年の書込から文化律を着想しているが、文政年間のもあり、他の写本、あるいは後に紹介する「文化律」正文と比較しても、文化律とは全く関係がないと断定できる。

山形字兵衛については、未詳である。註(23)前半の記述を参考に、これまた後考を俟ちたい。

青森県立図書館所蔵資料

資

このたびの「寛政律」を報告するにあたり、青森県立図書館を再訪した際に、先年、弘前市在住の三浦次磨氏（陸奥史談会会員）が同館に寄贈された資料を知った。当初、登録カードの誤記により注目されなかった「安永律」の一本（付1）を発見したが、掲載順の都合で報告が遅れ、ようやくこのたびの「寛政律」と合せて、青森県立図書館所蔵資料として報告することにした。原稿化を終えて、昨夏、三たび同館を訪れたが、その際に、三浦氏が「安永律」とともに寄贈しておられた他の二本（付2・付3）の存在も知った。ひきつづき、弘前市へ三浦氏を訪ね、資料の入手経過を伺ったが、これらは解説のために持参された電子複写本であり、持参者が誰であったかは失念しておられ、もとより原本の所在も不明である由を知らせて頂いた。したがって、後にも説くように、原本の所在はこれから捜索せねばならず、そのための手掛りとしても、このような形で報告することにした。

付1 御刑罰御定（安永律）

凡例

- 一、本書は青森県立図書館所蔵本（き八九一〇〇、A三三二一G）である。三浦次磨氏旧蔵の電子複写本であって、原本の所在は不明である。
- 一、原本の体裁を伝えるため、各行は原本通りとし、字体もできる限り原字に従った。
- 一、欄外に各丁数および各丁の表裏を示した。「一才」は第一丁表で、ここより始まることを示す。以下同じ。
- 一、便宜上、一・二・三……、1・2・3を欄外に記した。これは（一）安永律（第六号所収）と対応する。
- 一、欄外に、（一）安永律で用いた弘前図書館所蔵『御刑罰御定』との校合を記した。弘本と示すのは、上記の本を指す。異同箇所は、本文の該当文字の右に。を付した。
- 一、前記の弘前図書館所蔵本（弘本）との行の異同が見られる箇所のみ、**「**で弘本の行末を示した。
- 一、第一丁裏と第二丁表を欠くため、弘本で補い、**『**で示した。

〔表紙〕

安永四乙年

御刑罰

御定

未
八月

〔貼紙〕
町奉行所

貼紙
〔町奉
行所〕
弘本無

〔一才〕

主殺之者御仕置

一 主人を殺_レル者男女に不限肆者鑿引
肆所_レ求_レ之饑其節沙汰被_レ仰付_レハ尤往来之者
勝手次第鑿引致_レシ_レハ様立札致_レシ_レハ而日限
相濟_レハ追鋸引仕_レル者無_レハ、其節引廻_レシ
之上穰

一 乱心ニ而主人を殺_レル者乱心無_レ紛といへとも
逆罪故引廻_レシ之上穰

〔補〕
〔一ウ〕

一 但酒狂ニ而茂同科同罪
一 下人主人より暇出_レル而外江致奉公罷有

本主人を殺害致_レシ_レル者元主人當主人之
差別無_レ之本式之御仕置

但何方江茂奉公不致常に出入主人

同前之致奉公居_レル者同科同罪

〔二才〕
一 下人ハ頼連人之主人を殺_レル者獄門

一 主人江手疵を得_レル者ハ為手負_レハ迄ニ而

〔二才〕

不切殺_レハ得共逆罪之御仕置相成_レル肆
之節鑿引立札ニ不及礫御仕置相成_レル

但乱心酒狂同科同罪

一 怪我_レマテ主人を殺_レル者怪我之證據無_レ紛
ハ於_レあてハ斬罪

但主人之親又ハ兄杯有_レ之助命相願_レル得者

品ニより重鞭刑追放被_レ仰付_レル事

一 怪我_レマテ主人為_レ手負_レル者準前条

〔二ウ〕
一 主殺之者之子共男子拾五歳方以上者

〔二ウ〕

重鞭刑追放拾五歳以下ハ鞭刑追放被_レ仰渡

身寄之者江御預被_レ仰付_レ拾五歳ニ相成重

鞭刑追放之事

一 主殺之者自滅ニ於てハ死骸塩漬穰可

致事

(三才)

一 主殺之者ニ同類(レ)ハ無之共其者ニ被願住所を隠し或ハ立退せし者ハ斬罪

親殺之者御仕置

一 親を殺し者男女不限肆者鋸引

肆(等)所(等)不之儀其節沙汰被仰付ハ尤往來之者勝手次第鋸引致しハ様立札致し

ハ而日限相濟ハ過鋸引仕し者無之ハ、其節「引廻し之上磔

一 亂心ニ而親を殺し者亂心無紛といふ共

(三ウ)

逆罪故引廻之上磔

但酒狂ニ而茂同科同罪

一 親江手疵を得せし者ハ為手負ハ過ニ而

不切殺ハ共逆罪御仕置相成ハ晒之節

鋸引不及立札磔

但亂心酒狂同科同罪

一 怪我ニ而親を殺し者ハ怪我之證據無紛ニ

於てハ斬罪

(四才)

一 怪我ニ而親江手疵を得せし者怪我之

證據ニ依て親之願任(等)ヘキ事

一 親殺之者之子共男子拾五歳方以上ハ重鞭刑追放拾五歳以下ハ鞭刑追放被仰渡

身寄之者江御預被仰付拾五歳ニ相成重「鞭刑追放之事

一 親殺之者自滅(レ)於てハ死骸塩漬磔可致事

(四ウ)

一 親殺之者同類(レ)ハ無之共其者ニ被願住所を隠し或ハ立退せし者斬罪

人殺御仕置

一人を殺し者男女不限斬罪

但盜(レ)入殺(レ)ハ与申(レ)無之遺恨有之

殺(レ)ハ与申儀ニ而下手人

一人(レ)被願人を殺し者斬罪

(五才)

一 亂心酒狂(レ)於て人を殺し者斬罪

者、弘

本作之

但前条同様下手人尤右三ヶ条者死

骸不取捨親類身寄之者又ハ親類

身寄之者茂無之ハ者。町内村所坏死骸引取「願出ハ、被下置ハ事若左様之者

無之ハ者」是過之通乞食手ニ而片付ハ様

者、弘
本作ハ、

〔五ウ〕

一高祖父曾祖父祖父伯叔父姑を殺ゆる
肆者磔^(等)

肆所^(等)不之儀其節沙汰被仰付ゆ右日限
相濟於御仕置場磔

一舅姑を殺ゆる者引廻し之上磔

一夫を殺ゆる者引廻し之上磔

一兄を殺ゆる者引廻し之上磔

一弟を無故我儘^(レ)殺ゆる者斬罪

一女房を無故我儘^(レ)殺ゆる者斬罪

一怪我ニ而人を殺ゆる者ハ怪我之證據^(等)

〔六オ〕

宜、弘
本作宜

於有之者被殺ゆる者之親類又ハ寺院^(等)

赦免之願於有之者用捨時宜。御沙汰之事

一子を殺ゆる者雖^(レ)及解死人時宜之御

沙汰^(レ)之事

一拾四歳方以下之子共喧嘩ニ而相手之子共

打殺ゆる節拾五歳方以上解死人

但右拾四歳方以下者出家又者相果ゆ

子之親之願^(等)不茂於有之者時宜御沙汰

之事尤人之強弱人品寄御沙汰之事

〔六ウ〕

一主殺親殺其外重科之者逃走ゆる者

た、弘
本作、

其「預り居ゆる者并兩親有之ハ兩親入牢
但科人御詮儀及數月ゆ而茂不出ゆハ、
出牢被仰付ゆ事

一在方町方庄屋名主支配方江不相違

私ニ差図いたし人殺ゆる者ハ磔

但差図を受人殺ゆる者ハ重鞭刑追放

〔七オ〕

を、弘
本作越

又ハ「時宜御沙汰之事

一支配所之内人を殺ゆる者。乍存隠置支配

頭江不申出者ハ重鞭刑之上追放時宜御

沙汰之事

一人を殺ゆる者を始末乍存其者ニ被頼隠置

ゆる者ハ家財關所追放

一人を殺ゆる者^(レ)被頼立退せゆる者ハ死罪

但事之始末輕重ニ依て時宜御沙汰之事

〔七ウ〕

本無、弘

親之家内之者抔江意趣を含殺害之

者ハ「獄門

一偽を致し錢を添貫ゆ養子を殺ゆる者

獄門

一町方在方^(レ)下人を無故殺害之者

雖不及解死人時宜御沙汰之事

但追放鞭刑輕重可隨時宜事

〔八才〕

一人を殺む者自滅〔七〕於てハ死骸不及塩漬〔七〕取捨

一牛馬越率往來致し〔七〕者不慎〔七〕て

人を「蹴殺させ〔七〕む者ハ解死人〔七〕ニ不及重

ニ、弘
本虫損、
無賊

鞭刑」追放之事

但其仕方により解死人〔七〕も相成へし

輕重時宜御沙汰之事

一百姓町人口論之上相手理不尽之仕方〔七〕

〔八ウ〕

よて不得止事相手を殺〔七〕む節相手

方之「親類并其所之名主庄屋〔七〕亦右

被殺」〔七〕ゆ者平日無法之者ニ而申分無之

付」解死人御免之儀願申出於無紛〔七〕

者」解死人ニ不及追放

〔九才〕

火附御仕置

一火を附む者男女不限火罪

但亂心酒狂ニ而火を附るといふ共火罪

相成附火不燃立〔七〕共火罪拾五歳

以下」重鞭刑追放被仰渡拾五歳まで

親類江」預置右之内大赦等有之願出

ゆハ、時宜」寄御沙汰之事

一火附之者同類ニ者無之共其者ニ被願

〔九ウ〕

住所を隠或ハ立退せ〔七〕む者ハ家財闕所

之上鞭刑追放

牛馬盗人之御仕置

ハ、弘
本作者
ル弘
本無

一牛馬を盗出他領江売出又ハ他領之」悪〔七〕ル

者引入相對致手引〔七〕む者ハ獄門

一牛馬盗出御領内ニ而茂売渡〔七〕む者斬罪

一盗牛馬与乍存買置〔七〕む者ハ其科重キハ

斬罪輕キハ鞭刑之上追放家財闕所

一盗牛馬与不存買置〔七〕む者ハ證據無紛ニ

於て戸ノ之上馬ハ本人江可相返事
一盗牛馬之致手引又ハ荷擔致口入〔七〕む者ハ斬罪

ハ、弘
本作
ハ、弘
本作者

〔二〇ウ〕 又鞭刑追放

但其始末巧之致方輕ハ鞭刑追放
一牛馬盜人同類ニハ無之共其者ニ被頼
住所を隠し或ハ立退せし者ハ戸ノ過料

盜賊之者御仕置

一盜ニ入其家之者ニ疵付殺し者ハ引廻之上獄門
一盜ニ入品物不取共其家之者ニ刃物^(七)マて
手疵を得せし者ハ獄門

〔二一オ〕 候者ハ斬罪

一土藏を破屋屏を切盜徒致しし者斬罪
一追剝強盜人を殺し者ハ引廻し之上獄門
一田畑作毛盜取し者ハ引廻し之上斬罪
但其品輕ハ鞭刑追放時宜御沙汰之事
一少分多共御藏を破又ハ忍入盜徒^(七)
致し者ハ斬罪
一盜人之手引致し主人之家財亦盜取せ^(七)
し者ハ斬罪

ハ、弘
本作
ハ、弘
本作者

一盜賊与乍存致宿盜物亦取扱し者ハ
鞭刑追放巧ミ重ハ斬罪

も、弘
本作
ハ、弘
本作者

〔二二オ〕 一小盜亦致し輕キ追放ニ而茂御擲之地江

立返盜徒致しし者ハ斬罪
一重キ盜賊之者同類ニハ無之共其者ニ
被頼住所を隠或ハ立退せし者家財
闕所追放

ハ、弘
本作
ハ、弘
本作者

〔二二ウ〕 此者輕重ニ依而戸ノ又ハ追放
但盜物買取代錢相拂盜人遣捨しハ、
買「取し者之損分ニ致せ盜人之雜物
を以右」買取代錢償せ中間敷事
一盜致^(八)逼ぎ為人之屋敷之内江忍入し

相對死之者御仕置

へハ、弘本作
一男女申合相果^ハ者子細無之候へハ死骸
取捨一方存命^ハ得者存命之者ハ解死人

〔一五之〕
但女相果男存命^ハ得者相對死^ハ共へ共
女を男突殺其身仕損存命^ハ間
相對「死与申儀難立下手人又男相果女
存命」^ハ得者相對死与申立^ハ而茂相
立三日「晒之上乞食手下相成^ハ

与、弘本作と
一男女共疵^ハ而巳^ニ而存命^ハハ、乞食手江
渡之

一主人ト下人申合相果^ハハ、死骸取捨
下「人相果主人存命^ハハ、不及解死人
乞食手江。渡之主人相果下人存命^ハハ、
下人獄門

江、弘、弘本無
へ、弘本作得
一喧嘩^ニ而相手^ヲを打殺又ハ切害致し^ハ
者「理非^ニ不搆解死人

喧嘩致口論^ル者御仕置

一喧嘩^ニ而相手^ヲを打殺又ハ切害致し^ハ
者「理非^ニ不搆解死人

二、弘
本作

〔一六ウ〕

但相手疵^ヲを得^ハ斗^ニ而不死^ハハ、疵^ヲを
得^ハ者養生之内疵付^ル者村預又ハ入牢
於平愈者喧嘩之始末^ニ寄時宜御沙

事、弘
本作者
「之事尤疵療治之儀者疵付^ル者
之宿元」親類又ハ町内村所^方可申付事。
一口論斗^ニ而双方手疵^ハ不茂無之町内

ハ、弘
本作者
騷^セハ「類は戸^ノ又ハハ町内私村私追放
但酒狂之喧嘩右同斷

〔一七オ〕一口論酒狂^ハ而人之諸道具損^ル者過料
二、弘
本作者
但右損失之者江取^セ可申輕^キ者^ニ而
過料「出兼^ハハ、身上限^ニ可申付事

ハ、弘
本作者
一手負人を乍存不訴出庄屋名主^ハ。
戸ノ五人組者過料

一口論之場江出合於致打擲ハ町内村私
但家財^ヲ求^ル者時之御沙汰之事
一女房江理不尽之致方^ニ而手疵^ヲを得^セ
〔一七ウ〕^ル者追放

立掃者并御關所脇道忍出入

之者」御仕置

与、弘
本作と
よて、
弘本作
ニ而
一行跡不宜与申敷又ハ町内村所不和合杯
よて一名主庄屋を支配方江相達町内

「一八九才」
ハ、弘
本作者
村所追放」之者立帰ハ、鞭刑之上追放
科有之御沙汰之上追放被仰付ハ者御搦之
地江立帰ハ、輕追放之者立返リ悪事
無之ハ、中之追放中之追放之者立返リ
悪事無之ハ、鞭刑追放其上立返リ
少ニ而も悪事有之ハ、斬罪

も、弘
本作茂

但輕キ追放ニ而茂御搦之地江立帰

悪事」致しハ者ハ斬罪

一重追放（等）被仰付ハ者御関所亦忍通

「一八九ウ」又ハ脇道亦致し立帰之者ハ獄門

一町在九浦亦ニ而屋号茂有之相應之

身上」柄之者借込亦いたし出奔立帰ハ

者ハ鞭刑追放

但重キハ時宜御沙汰之事

一御家中又者亦欠落立帰ハ而其主人

よ里」御裁許申出ニ於てハ斬罪

弘本無

「一九才」

盜袖之者御仕置

一小屋懸亦致泊山御留山ニ而盜袖之者斬罪

一馬附ニ致日掃盜袖之者ハ鞭刑追放

一背負荷日掃盜袖之者ハ追放

但過料鞭刑等時宜御沙汰之事

「一九ウ」

盜津出之御仕置

一盜津出之者品物取押過料又ハ追放

而、弘
本作多
ハ、弘
本作多
御沙汰之事尤過料出兼ハ者は

家財」關所追放之事

一御停止物隠津出致ハ者重ハ死刑

輕ハ」鞭刑追放

但右兩條ニ準。隠荷上御沙汰之事

「二〇才」

「二〇才」

隠田畑之者御仕置

一隠田畑致シハ者子細御吟味之上隠田畑ニ

相決ハ者死罪

者、弘
本作し

但隠田畑之廣狹又者、事之輕重ニ依而
時宜御沙汰之事

〔二〇ウ〕

公事訴訟強訴御仕置

一 應御裁許相濟ハ儀、非分与乍存取ハ續

再御裁許相願、亦非分ニ落着ハ相決

ハ、追放

但重キハ家財取上鞭刑追放

一支配頭之裁許相背難立儀、強訴

而、弘
本作テ

致ニ於テハ、輕重ニ依而追放又ハ鞭刑ハ追放

〔二一オ〕

〔二一ウ〕

覺

近来科人片付之沙汰及遲々且區々

之儀、茂有之付為、便理御刑法沙汰

被 仰付申出之趣者、一應被遊

者、弘
本作共

御聽届ハ得者、賞罰者御国政之要道ニ
有之科人必竟之罰仕業之罰其場

〔二二オ〕

其人ニ茂寄淺深、輕重、茂可有之儀
ニ而ハ別帳之趣而已ニ者、一定之規矩ニ難被
仰付ハ沙汰之砌、右之趣を致勘弁

批判遂穿鑿、勸善懲惡ニ相成ハ様
時宜之心得可有之旨被

仰出ハ右件之趣、四奉行江能々可被ハ申含ハ

已、弘
本作以

已上

午
十一月

御家老

御用人中

付2 隠商過料定牒

凡例

一、本書は青森県立図書館所蔵本（き八九〇九九、A三三二一K）である。三浦次麿氏旧蔵の電子複写本で、原本の所在は不明である。

一、原本の体裁を伝えるため、各行は元のままとし、字体もできるだけ限りそのままとした。

一、欄外に『御刑法書之写』末尾の「隠家業過料定」（刑本とする、第七号所収）および弘前図書館所蔵岩見文庫の「隠商過料定牒」（岩本とする）との校合を記した。本文の該当文字の右に。を付した。

一、他は付1に倣う。

〔表紙〕

隠商過料定牒、
刑本作、
隠家業過料定
戸数方
刑本
無

寛政八丙辰年
隠商過料定牒
二月
戸数方

〔一才〕

覺、刑
本無

一 木綿古手

但脊負商共

一 室屋

一 米金仲買

目、刑
本作、
下同

一 右三ヶ条品物取押之上過料錢
百目。五軒組合四軒方百目。

鏡、刑
本岩
作鉄

一 荒物小間物
但脊負商共

二、刑
本作、
文目、
式

一 古道具古木樹古鏡物
但右同断

魚、刑
本作、
賣

一 右二ヶ条品物取押之上過料錢七拾
五文目。五軒組合四軒方七拾五文目。

〔二才〕

一 魚賣

賣酒、
刑本作、
間物

一 小賣酒

一 穀物

一 取賣
但隠仲買共

一 豆腐屋

一 麴類菓子

商、刑
本無
〔二ウ〕
水油、
刑本無
味。塩下
本有

- 一 但脊負商共
小賣酢醬油水油塩噲
但脊負商共

商、刑
本作壳
〔三オ〕

- 一 魚觸賣
- 一 干者
- 一 但脊負商共

洽、岩
本作治

- 一 右三ヶ条品物取押之上過料錢
三拾目。五軒組合四軒が三拾目。
- 一 木挽大工鍛治^{〔マ、〕}総而百工之屬
右隱職之分為過料道具取押

錢、刑
本無
〔三ウ〕

- 一 之上戸メ五軒組合四軒が過料錢。
三拾目。
- 一 右条々相犯の者於有之罪之輕
重不抱町役村役戸ノ
丑六月

以下、
岩本無

一以下
字刑本
無
〔四オ〕

- 一。 隱家業之者并五軒組合過料錢
定之儀惣名主申出之趣是迄町役
之分者五軒組合無之ハ間當人斗過
料上納申付の儀并四軒組合或者
六七軒組合等者假令百目之過料者

〔四ウ〕

- 軒數ニ不拘老軒方式拾五文目宛出せ
度儀申出の得共町内締方可致吟味も
五人組乍相勤隱商賣致の儀不届至
極ニ付急度可被仰付の得共此度者
御用捨を以一倍之過料錢上納被
仰付の尤組合之儀在方者庄屋町方
者名主斗差除。月行事五人組とい
へとも以來者五軒組合ニ結の儀猶又町
末ニ至リ割餘。等ニ而組合甲乙有之分ハ
都合ニ不拘百目之過料者組合老軒方
式拾五文目宛差出の儀

組上刑
本有五
軒
者、刑
本作ハ
以下同
除下、
刑本有
結下、
刑本有
猶、刑
本作尚

餘下、
刑本有、
り拾、
刑本有、
廿、
宛、
本、
同、
下、
〔五才〕
一、
本無、
組合、
下、
字、
本無、
假上、
刑本、
隱し、
商賣、
令下、
刑本、
屋、
本、
下、
借、
刑、
之、
本、
五、
軒、
一、
三、
八、
刑、
本、
無、

一。

親子同居ニ而兩人共隱家業之者本人
者兩人分組合方者吾人分差出せ度義

借屋之者組合無之ニ付大屋方老軒分
式拾五匁差出せ度段申出得共借屋者
大屋之家内茂同様ニ付商賣方并諸
事遂吟味差置可申処無其饑隱商
致せの饑不届ニ付假令百日之過料者
大屋方五拾目借屋方百日大屋之組合
老軒方式拾五匁宛差出の様

者、刑
本、
人、
下、
刑、
本、
有、
之、
月、
下、
刑、
本、
有、
候、
被、
仰、
付、
一、
下、
刑、
本、
無、

〔六才〕

〔六ウ〕

申出得共老軒ニ而兩人隱家業致の者
五軒組合ニ而茂兩人分宛差出の様
寅
八月。

一 他領方參の木綿細物鑊物之類間屋江
附荷捌可致御定ニの處近年猥ニ知
音之店々江附上或者間屋往來宿
之外町在手寄之方江致止宿小賣觸
賣等いたしの饑茂有之問甚不締之
事ニの在方諸觸賣一統停止に付
右鉢之者有之の者品物取押の様被
仰付置得共他領者之事故見廻の
哉兎角觸賣之者不相止趣粗相
關得の依之自今誰にても右鉢之
者見當の者荷品取押當人捕置町
者町役村者村役迄申出の様
旅商人參の者問屋往來宿之者右
之趣具ニ申聞せ賣先宛所無之分者
早速帰國致せの様賣先髓ニの者宿

〔七才〕一
致ひ者方印形之送書持せ遣ひ様
右他領觸賣躰之者在方江參一宿

乞ひ共問屋往來宿之印形送書持參
不致者堅宿不致ひ様自然右躰之者
隠商之儀外方於相顯者宿并五軒組
合者不及申町役村役迄重キ御咎可
被 仰付ひ

〔七ウ〕一
右之趣寛政四子年十月御郡内一統

觸被 仰付ひ処問屋往來宿心得違送
書不差出ニ付押荷ニ相成旅人迷惑
之趣茂有之猶又御締不且筋も相
違ひニ付此度亦々御觸被 仰付ひ問右
之条々問屋往來宿壁書にいたし

〔八才〕一
置急度取扱ひ様若此末心得違之

儀於有之者宿致ひ問屋往來宿之者
者家部御取放町役村役者重キ御咎
可被 仰付ひ

右之通町在九浦寺社領共御觸被
仰付ひ様

卯
十一月

付3 人別方御用取扱條例・人別調方取扱條例

凡例

一、本書は三浦次磨氏旧蔵の電子複写本で、青森県立図書館所蔵本（き八九一〇一、A三三二一N）であり、原本の所在は未詳である。

一、他は付1、付2に倣う。

〔表紙〕

人別方御用取扱條例

〔一才〕

人別方御用取扱條例

一 御給人、町家江借宅之儀、古來無礼

小て済采ひ得共、病身或ハ無調法

有之御暇被下置ひ節、右借屋居リハ

成行ひ而者、往々借屋敷殖ハ付、

已後者

〔二ウ〕

丑ノ年人別賒を借屋と申出ゆ

分ハ、一統借屋札被下置ゆ事、

一 御家中諸士、無調法之儀有之永ノ

御暇被下家屋鋪御取上之族、町方

借屋立之儀、借屋差置ゆ者より願

可申出事、尤紙札被下候、

一 此末、子兄弟懸人之類、新規御抱

被仰付ゆ者、別家之形カて借屋立

〔二オ〕

致ゆ分ハ、紙札カて借屋札可被下置事、

但無袴カ已下之者、右紙札所持之分

無調法有之御暇被下置ゆ得者、右札

御取上被仰付、親類歎知己之方江

寄宿致ゆ歎、在方江引越し勝手

たるカへき事、

〔二ウ〕

一 病身カて御暇願之上、子兄弟之内江

跡式被仰付ゆ分ハ、借屋札居リ之事、

但永ノ御暇カて、跡目無之といへとも、

元來借屋札所持之分ハ居リ之事、

御給人、御家中カ所持之家屋鋪、他江

讓渡、或ハ町方に所持住居之家屋鋪

〔三オ〕

一 賣拂、借宅之儀丑ノ二月迄相濟來ゆ

得共、右持家屋鋪賣拂ゆ分借屋立

難被仰付事、尤借屋札所持之者江賣ゆ而

右札讓受ゆ得者格別之事、

一 廻シ小人借屋立之儀、假令小頭たり共、

廻シ小人之内より相立置ゆ分ハ紙札

ても不被下置事、

一 町方之者職人カ相成ゆ儀、當人より

町役江願書差出、人別方カて引合

相濟、職頭吟味之上相濟しゆ事、

一 諸職人、凡而當時不足之百工之内

新規借屋立之儀、其細工方吟味之上

可被仰付事、

附右借屋札讓渡不相成事、尤

百工江讓渡者格別之事、

但醫家といへとも、

御目見御扶持被下方等之外ハ、

容易に竈立不被仰付事、

一 家棟分并屋鋪讓渡之儀、本町通者

五歩、外町ハ式歩五厘まで、内分讓渡

〔四オ〕

可被仰付事、

附、隣家（レ）はて是迄之持家屋鋪江

結（レ）儀者勝手次第、戸を分籠立

いたし（レ）儀者借屋札上納可

為致事、

〔四ウ〕

一 宍軒屋讓渡、他之宍軒屋之内五歩、

或ハ式歩五厘讓受（レ）分、借屋札上納

之上住居被仰付事、

一 五歩屋鋪（レ）ても、式歩五厘屋鋪（レ）ても、

丸家屋鋪屋家部讓受（レ）得者、二男

〔五オ〕

三男懸リ人手代等、別宅勝手次第之事、

一 明屋鋪并上屋鋪江新規家作住居

之上、是迄之持家江家守置（レ）儀、借屋

札所持之者可差置事、

但往々右家屋鋪江二男三男等

別籠之儀、明屋鋪江家作之分ハ、借

屋札上納無之（レ）得者、難被仰付（レ）、

上屋鋪江家作之分ハ借屋札上納

不及事、

一 是迄借屋（レ）て居（レ）者、明屋鋪上屋鋪江

家作住居願者、是迄之借屋札上納

可為致事、

但同居或ハ掛リ人（レ）て借屋札所持

無之者、明屋鋪上屋鋪江家作之分ハ、

願之通、尤借屋札所持之者ハ上納

可為致事、

〔六オ〕

一 人別牒御取立（レ）已前、家持或ハ借屋立

之族、凶歳之節作敷（レ）又者家業稼等（レ）出、

當時歸國（レ）付、町住居願者、家屋鋪

相調（レ）儀、借屋札讓受（レ）者、格別新規

竈立難被仰付（レ）、居所求（レ）迄親類

知己江同居之儀、双方願之上可被

仰付事、

〔六ウ〕

但在方者制外之事、

一 亥年御故人別牒江借屋と申出（レ）分ハ、

假令借屋札所持無之者（レ）ても、借屋立

之員数（レ）相直（レ）問、借屋札被下（レ）家守と

申出（レ）茂同断之事、

但右亥年人別牒江同居と出（レ）分、

一 躰借屋札前々より所持之趣申出（レ）共、

〔七オ〕

一 不分明之筋^(七)付、借屋札不被仰付^(七)事、

一 家持、借屋之者無調法有之追放或ハ

入牢等被仰付^(七)者、大赦後弘前住居被

仰付^(七)共、新規借屋并家業願御取上

無之事、家屋鋪相調^(七)欺、借屋札

〔七ウ〕 讓受并家業茂讓受之外者、親類知己

之内江同居たるへき事、

但上屋鋪明屋鋪江新規家作願ハ

可被仰付^(七)事、

一 他領之町人、弘前并九浦之内江家屋鋪

家業共讓受住居之儀、願之筋^(七)寄

可被仰付^(七)事、

〔八オ〕 一 弘前より九浦江、九浦より弘前江、九浦

より九浦江轉宅之儀、家屋鋪屋家部

讓受^(七)分ハ、双方願書差出^(七)ス処^(七)よて、双方

町年寄吟味之上、差障無之分ハ被

仰付^(七)事、

一 家屋鋪賣^(七)者ハ、奉公^(七)出^(七)欺、親類江

同居者勝手次第、借屋立之儀、借屋札

〔八ウ〕 讓受不申^(七)而者不被仰付^(七)事、

一 家主無調法之儀有之、上ケ家屋鋪^(七)

相成^(七)分、入札拂之儀、是迄誰^(七)よても

御拂被仰付^(七)得共、一旦潰^(七)し戸敷^(七)

相成^(七)姿故、寅ノ三月已來懸家屋鋪^(七)に

調^(七)得者、借屋札所持^(七)之者差置^(七)儀、

是迄借屋家守等之者調^(七)者、所持^(七)之

〔九オ〕 借屋札可致^(七)上納事、

一 町中端々之者之内、一兩年茂奉公穢^(七)之

心懸有^(七)之^(七)得共、一旦竈立相仕舞、借屋

札差上^(七)而者、重而奉公引取^(七)節、新

借屋不被仰付^(七)故、奉公人弥不足^(七)成行^(七)

姿^(七)付、此末奉公に出^(七)分ハ、借屋札町

役^(七)よて預置、追而奉公引取^(七)節、元

借屋札相渡^(七)し、竈立致^(七)儀、町年寄

申出^(七)寄、御聞届相済^(七)事、

一 自分持家屋鋪場所不宜、同町或ハ

他町之家借受、店出之儀、伺之上被仰付^(七)、

尤自分持家之店ハ相仕舞^(七)可申事、

但町割^(七)よて軒敷定被仰付^(七)家業ハ、

他町江借店難被仰付^(七)事、

〔二〇才〕一 本町（イ）にて木綿家業之儀、同所成立之

ため、外町之木綿商御差留被仰付、

望之者ハ本町江出店被仰付、因而者

亥ノ年御改已來とても於本町家

屋鋪調（イ）比者、并借店（イ）にて木綿商之儀、

御聞届被仰付、尤借屋立（イ）にて右

家業之儀者不被仰付事、

〔二〇才〕 但家屋鋪調（イ）比敷、借店等（イ）にて右

商願出（イ）比共、先年於他町木綿商賣

致（イ）比者ハ格別、其外者難被仰付事、

右之通被仰付（イ）比処、借店（イ）にてハ往々本町

成立之姿無（イ）之（イ）付、以後者先年於他町

木綿商いたし（イ）比者より願出（イ）比共、出店之

儀者難被仰付、家屋鋪調（イ）比敷、同所

上（イ）屋鋪江新親家作（イ）いたし（イ）比者、本町

成立（イ）比姿（イ）付、假令先年御差留（イ）比相成（イ）比

者之外たり共、願之上絹布木綿古手

小間物家業並合（イ）之通被仰付（イ）比旨、丑ノ三月

沙汰直（イ）比相成（イ）比事、

一 他町之者、本町（イ）にて借店之上、木綿商賣

〔二一才〕

之儀、是迄之分ハ居り（イ）比被仰付、尤内々

故障之筋有之、右出店引取居（イ）比儀、亥年

人別嶮江申出置（イ）比分ハ、再店出し被仰

付（イ）比旨、已來ハ右林之儀不被仰付（イ）比間、店

引取（イ）比者有之者、早速申出（イ）比儀、丑ノ十月

相定置（イ）比事、

一 於東長町木綿家業之儀、三四軒被差

立（イ）比儀、先年御沙汰相濟、是迄三軒

有（イ）之（イ）付、亥ノ年御改以來、老軒相増

都合四軒（イ）比相成（イ）比故、此未願出（イ）比而茂難

被仰付事、

〔二二才〕

一 日雇取といへとも、家業譲受（イ）比おゐてハ、

日雇免許之上、家業持（イ）比相成（イ）比事、

其外家筋等之申立（イ）比、家業願申

出（イ）比共、一切不及御沙汰事、

但日雇之者、家業持（イ）比上（イ）比日雇

相縁度者ハ、勝手次第之儀、

一 家業数所持之者、是迄之持家江、右家

業之内一家業相添貸渡、外（イ）所持之

懸家屋鋪江残家業持參、商賣難

被仰付事、

〔一三才〕

一 家業讓合之儀、持家業内分へ願之上
濟來ひ得共、無家業之者江狼々讓渡ひ
而者、店敷殖ひ而、元家業持之者及衰
微ひ付、寅ノ正月巳來内分讓不被
仰付事、

但、子丑兩年他より讓受置ひ家部
之分へ、又他江讓渡勝手次第、

〔一三才〕

一 他より丸家部よて讓受之儀へ、無家業
日雇取といへとも苦しからず、

一 相互〔カ〕店家業有之分へ、双方家部之内
取遣被仰付事、

一 持家業之内子兄弟別竈之節、分異ひ
儀者、分知配當之姿〔カ〕付、

木綿 造酒 造醬油 質座〔カ〕 染屋

絞油屋 問屋 米屋

〔一四才〕

一 右二家部所持之分へ、願〔カ〕寄可被仰付、
子兄弟別竈致せ度心懸〔カ〕て、此末他
より讓受置ひ家部之分へ、讓受之年号
月日書記置、別竈之節右之趣申出、相違

無之處〔カ〕て可被仰付ひ、其外所持之家業
内分離相濟事、

〔一四才〕

一 穀物家業之者〔カ〕米穀雜穀
穀物搗米と四品書出し〔カ〕処、
何連も同様之商賣〔カ〕付、弘前町之分へ一統
穀物店と懸札致せ〔カ〕事、

但、九浦在方へ、米小賣店も有之、穀物と
直しかた紀事〔カ〕、

一 木綿店〔カ〕、荒物背戸物紙類等之申出
有之分扱除〔カ〕せ

絹布 木綿
小問物 古手

〔一五才〕

一 右之通掛札申付ひ、然共下り荒物、前々
より木綿店〔カ〕よて商來ひ品、

梭欄帶 傘 下駄類 草緒

雪駄 竹杖 墨表 稻搦 輪竹〔カ〕

菜罐 薄鍋 銚子 燗鍋 銅上戸

土瓶茶碗等之陶 玉煙帥 紙類

右之品々商賣勝手次第、

〔一五才〕

一 荒物店小問物店〔カ〕て、
茶 紙類 背戸物 砂糖 真綿

切糸 傘 下り履物 塗物類

右之品々苦しからず、

一 荒物店八百屋カにて、

酢 醬油 味噌 豆腐

右之品々受賣、懸札カ無之共、附商

〔一六才〕

不苦事、

但、小間物店カにてハ不相成事、

一 何蓮之店カにてモ、

草履 草鞋 蓑物 積カり烟草

右之品々附商許之、

附、御給人カにてモ、浪人カにてモ、町家

住居之族、右之品々并かな糸 煎餅

〔一六ウ〕

燒餅等商カ儀、苦しからず、但、荒物

店カに類せざる様カに店出し可致事、

一 鍋店賣之儀、在方ハ弘前四軒之鍋屋

より觸賣差出カれ付、店賣無之、膏森

總澤兩所之儀、鍋屋不差立場所カ付、

荒物店之内江青森ニ三軒、鯉沢ニ志軒

〔一七才〕

鍋受賣店相立カ事

造酒家部差上、代り家業願出カ得者、

身上柄カに應し相應之家業被仰付カ

得共、丑ノ十一月巳來上家部者勝手次第、

代り家業ハ不被仰付カ子細者、造酒

家部差上カれ而茂、公儀御届不相濟

内者、誰カにてモ右跡家部願出カれ者江可

被下筋故、右代り家部相濟カれ而ハ、家業

〔一七ウ〕

殖カれ付、難被仰付事、

一 無家業之者之内、先祖旧功有之カ付、

家業願申出カれ分ハ、其功カに寄、家業カ寄、

及御沙汰事、

一 諸觸賣之者、病氣之内、名代を以觸賣カ

出カれ儀難相成事、

但、魚觸賣ハ荷賣頭カにて吟味行

〔一八才〕

届カれ故、病中子兄弟之者名代カ

差出カれ儀、御聞届被仰付カれ、尤外

觸賣之分茂、家部札相渡カれ後者、

子兄弟病氣代りカ差出カれ事者、

町役吟味之上可申付事、

一 凡而御郡中商戸之分空敷懸札斗

いたし店聞不致者、早速家業取上カ

料〔二八ウ〕

椽被仰付レ、尤内々故障有之、二三ヶ月之内開店不致儀、町役迄断有之分者、格別之事、

資

一 在方商戸之事

一 驛路之津カて、商家一両戸被差立、御元牒カ載カ村所之儀者、小賣酒江附商取者之儀、

〔一九オ〕

鯛 干餅 数子

右様之品三種煮焼カ而商カ事

勝手次第、

但、驛路之津之外、不得止事場所、

是迄相済來カ外者、右附商不

被仰付事、

一 小賣酒江荒物附商之品、

〔一九ウ〕

筆 墨 紙 茶 髪附 附木

右六品カ限カ、尤場所カ寄申付カ事、

一 小賣酒荒物干着等、凡而在方

商戸之者、他組他村江轉宅之節、持

家業引移不被仰付事、

但、村所差障之筋有之、代官吟味

〔二〇オ〕

之上、立替之儀於申出者、可及御沙汰事、

一 鳥取之儀無子細済來カ得共、以來ハ

弘前近在并類家業有之場所者

考量之上可申付事、

一 何連之村所カても神樂開帳等之

節、餉菓子之類脊負賣之儀、前夜

當日斗在商人出カ事苦カからず、

〔二〇ウ〕

弘前より出商ハ御停止之事、

一 農家之者他組他村江轉宅之儀并

家内多カ付別竈竈立願者、元村

農事差障無之趣分明カ得者、

人別様引合之上相済カ事、

一 他國者并弘前九浦之者、農事相働

度在領江引越願申出之分、帰村同様之

御手當被下カ、尤開發高カ寄諸渡

物並合之通被下カ事、

願之上在引越之者、借屋札并家業

讓渡勝手次第之事、

但、持家取般之儀者、場所カ寄及

御沙汰事、

〔二二ウ〕

一 在方より弘前九浦江引越住居或へ

別宅難相濟事、

但、百工之内移住之儀者其業より寄可及御沙汰事、

一 弘前九浦之商家より在方養子

養弟引越等之儀、町方より斗願

出ゆ而可相濟、在より町江出ゆ事へ名跡

相續之外不被仰付事、

〔二二オ〕

但、當時在方人不足よて農事手合

兼ゆ故、農人之子共弘前并九浦

商家江二男より養子養弟等之類

一切難相濟ゆ、往々在方人増よ及ゆ

節者、右兩様共願より寄被仰付ゆ而茂

苦しかり類間敷事、

一 御給人子兄弟并諸職人在方江養子

之分、人別牒より血脉願然よて家名

相續敷、人別牒より相分ゆ程之血脉

無之共、由緒有之子細、親類并五軒

組合より添書願於申出者、可被仰付事、

〔脚紙 内察不詳〕

〔二三オ〕

但、御給人子兄弟之分當時割付

奉公被仰付罷在、右差障より付在町江

二男より養子養弟共不被仰付ゆ得共、

往々奉公人多く出、割付方相止ゆ

節よ至ゆ者、此兩様共被仰付苦し

かる満しき事、

一 在出生之者弘前九浦江手代下男

等之奉公より出居ゆ分、町家江養子之儀、

家名相續より得者、年数より不拘血脉

有之分被仰付ゆ、別家を可相立たぬ

娘姉妹江嫁入養子等之儀者、天明

元年已前より奉公より出居ゆ儀亥年

人別牒より明ゆ者可被仰付ゆ、其外者

難相濟事、

一 町在より御給人江家名相續之養子

之儀由緒有之段、双方より願申出、

人別牒引合ゆ得者、五軒組合不及

加判可被仰付事、

但、御給人願書者其支配頭より

四奉行江相廻、人別方より引合、点

〔二四オ〕

羽を以人別引合トいたしレ而、書付

頭分江相返しレ事、

一 在出生之者、廻小人ハ抱レ儀、停止之レ事、

但、天明元年以前より弘前江奉公ス、

〔二四ウ〕 出居ハ分苦シからず、

一 爲之者、御藏卷之者ハ、力量を以被

召抱レ事故、在出生といへとも苦し

かハ事

右者人別方取扱向沙汰仕、條例

相極ハ間、此末堅相守、區々儀無之様、

〔二五才〕 右之趣御聞届被仰付之、仍如件、

寛政七乙卯年二月

山田永之助印

藤田源五右衛門印

赤石安右衛門印

蔣苗市兵衛印

野呂助左衛門印

吉澤清藏印

相馬儀助印

楠美庄司印

〔二五ウ〕

角田弥三左衛門印

菊池寛司

對馬久米次郎印

高屋吾助印

成田祐右衛門印

伴 才助印

笹森小大夫

古川仁左衛門印

右之通承届者也、

〔二六才〕

津輕外記印

松浦甚五左衛門印

森岡金吾

津輕頼母印

桜庭半兵衛印

豊嶋勘左衛門印

津輕永孚印
(貞元)

棟方角之丞印

三橋治左衛門印

〔二七才〕

〔表紙〕

人別調方取扱條例

〔一才〕

人別調方取扱條例

一 御給人、町家江借屋之儀勝手次第、尤無札
〔註〕 御給人〔註〕 御給人〔註〕 願之上、借屋
〔註〕 札所持之上、借屋立致ゆ様、假令御暇被下ゆとも、
 子孫右札を以借宅勝手次第之事、
 御家中諸士、無調法之儀有之、永之御暇被下、
 家屋鋪御取上之儀、町方借屋立之儀、借屋〔註〕
 差置ゆ者願可申出事、尤木札被下ゆ事、
 此末子兄弟懸人之類新規御召抱被 仰付ゆ
〔註〕 者、別家之形〔註〕 借屋立致ゆ分ハ、木札〔註〕 借
 屋札可被下置事、
 但、無袴已下之者、右木札〔註〕 被下置、假令御
 暇被下置ゆとも、右札を以借宅勝手次第被

〔二才〕

仰付ゆ事、

病身〔註〕 御暇願之上、子兄弟之内江跡式被仰付
 ゆ分ハ、借屋札居リ之事、

但、永之御暇〔註〕 跡目無之といへとも、元來借
 屋札所持之分ハ居リ之事、

御給人、御家中〔註〕 所持之家屋鋪他江譲渡、或ハ
 町方に所持住居之家屋鋪賣却、借宅之儀
 勝手次第、尤借屋之者買ゆ者、借屋札上納ゆ様

〔二ウ〕

可被 仰付事、

掃除小人〔註〕 此節同居〔註〕 罷在ゆ得共、元ト
 家持借屋之処難儀ニ付竈立相仕廻、當分同居

或ハ懸リ人之處御給人被召抱ゆ分ハ、願出ニ寄竈
 立被 仰付ゆ様、子弟之処新規被召抱、父兄〔註〕 同
 居之者ハ猥〔註〕 新竈立難儀 仰付、其身三拾歳以上

妻〔註〕 子有之、或ハ妻子無之共、同居〔註〕 本家
 とも難儀之筋分明ニゆ者、竈立可被 仰付事、

〔三才〕

借家之者、家屋鋪買調、所持之借屋札他江渡ゆ
 儀、難被 仰付事、

但、右家買ゆ者江相談ゆ儀者被 仰付ゆ事、
 町方之者、諸工人ハ相成ゆ儀、當人より町役江願

料

資

〔三ウ〕

書差出、人別方(レ)引合相済、諸工頭吟味之上相済し(レ)事、

工人借屋立之儀願出次第被 仰付(レ)様、醫者(レ)立ハ勿論之事、

但、總而新借屋立之分、町役江申出、願書人別方江廻り、人別帳引入相済(レ)処(レ)引合、札相渡(レ)様可被 仰付事、

家棟分并屋鋪譲渡之儀、本町通者五歩、外町者武歩五厘まで内分譲渡可被 仰付事、

〔四オ〕

附、隣家(レ)引合是迄之持家屋鋪江結(レ)儀者

勝手次第、戸を分竈立之儀勝手次第、尤借

屋札所持之者者札上納(レ)様可被 仰付事、

一 老軒屋譲渡他之屋鋪内分譲受(レ)共、借屋札

上納(レ)不及、住居(レ)様可被 仰付事、

一 五歩屋鋪(レ)も、武分五厘屋敷(レ)も、丸家屋敷

屋家部譲受(レ)得者、二男三男懸り人手代等別

〔後欠〕

以上の資料について、発表・掲載許可を頂いた青森県立図書館および三浦次郎氏に謝意を表します。

執筆者紹介

福本 憲男	大阪経済法科大学教授 (商法)
北島 平一郎	同 教授 (外交史)
西牧 駒藏	同 助教授 (民法)
紙野 健二	同 講師 (英米法)
橋本 久	同 助教授 (日本法制史)
	(執筆順)